

官報号外

昭和三十七年三月十四日

○第四十回 参議院会議録第十二号

昭和三十七年三月十四日(水曜日)

午前十時二十分開議

議事日程 第十一号

昭和三十七年三月十四日

午前十時開議

第一 日本固有の北方領土回復に

関する決議案(宮澤喜一君外七

名発議)(委員会審査省略要求事

件)

第二 沖縄及び小笠原諸島におけ

る施政権回復に関する決議案

(宮澤喜一君外七名発議)(委員

会審査省略要求事件)

第三 公職選挙法等の一部を改正

する法律案(趣旨説明)

第四 航空業務に関する日本国と

パキスタンとの間の協定の締結

について承認を求めるの件

第五 航空業務に関する日本国と

イタリアとの間の協定の締結に

ついて承認を求めるの件

第六 航空業務に関する日本国と

インドネシア共和国との間の協

定の締結について承認を求める

の件

第七 在外公館の名称及び位置を

定める法律の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 在外公館に勤務する外務公

務員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第九 警察法の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 銃砲刀剣類等所持取締法

の一部を改正する法律案(内閣提

出)

第十一 公営企業金融公庫法等の

一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第十二 昭和三十六年度分として

交付すべき地方交付税の総額の

特例に関する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第十三 實屋営業法及び古物営業

法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

第一四 郵便切手類売さばき所及

び印紙売さばき所に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第一五 関税法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第一六 保険業法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第一七 しょく職専売法を廢止す

る法律案(内閣提出、衆議院送

付)

第一八 地方自治法第百五十六条

第六項の規定に基づき、税関支

署及び財務部出張所の設置に關

し承認を求めるの件(衆議院送

付)

第一九 商工組合中央金庫法等の

一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第二〇 中小企業信用保険法の一

部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第二一 駐車場法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第二二 盲学校、聾学校及び養護

学校への就学奨励に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第二三 特定船舶整備公団法の一

部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第二四 裁判所職員定員法の一部

を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第一三 國家公務員等の旅費に関

する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 裁判所職員定員法の一部

を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第一五 平和条約第十二条による

刑の執行及び赦免等に関する法

律を廃止する法律案(内閣提出)

第一六 下級裁判所の設立及び管

轄区域に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第一七 関税法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第一八 關稅法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送

付)

第一九 農林漁業金融公庫法の一

部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第二〇 住宅金融公庫法等の一部

を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第二一 公営企業金融公庫法等の

一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第二二 駐車場法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第二三 盲学校、聾学校及び養護

学校への就学奨励に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第二四 裁判所職員定員法の一部

を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

第一五 国際第四 航空業務に関する日

本国とバキスタンとの間の協定の

締結について承認を求めるの件

第一六 国際第五 航空業務に関する日

本国とイタリアとの間の協定の

締結について承認を求めるの件

第一七 日程第六 航空業務に関する日

本国とイタリアとの間の協定の

締結について承認を求めるの件

第一八 日程第七 在外公館の名称及び

位置を定める法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第一九 日程第八 在外公館に勤務する

外務公務員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出)

第二〇 日程第九 警察法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二一 日程第十 銃砲刀剣類等所持取

締法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

第二二 日程第十一 公営企業金融公

庫法等の一部を改正する法律案(内

閣提出)

第二三 日程第十二 昭和三十六年度分

として交付すべき地方交付税の總

額の特例に関する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第二四 日程第十三 實屋営業法及び古

物営業法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

第二五 日程第十四 郵便切手類売さ

き所及び印紙売さき所に関する法律

案(内閣提出)

第二六 日程第十五 関税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

昭和三十七年三月十四日 参議院会議録第十二号 議長の報告

- 一、日程第十九 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるの件

一、日程第十九 商工組合中央公庫法等の一部を改正する法律案

一、日程第二十 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、日程第二十一 盲学校、聾学校及び整護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二十二 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

一、日程第二十三 國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二十四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、日程第二十五 平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

一、日程第二十六 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二十七 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、日程第二十八 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

○議長(松野謙平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二月二十八日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を文教委員会に付託した。

義務教育諸学校の教科用図書の無償化に関する法律案

同日議長は衆議院から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。

産業と雇用の適正配置に関する法律案

同日議長は左の委員派遣承認要求を承認した。

一、目的 阪神高速道路公団法案(予備審査)の審査に資するため現地の実状を調査する。

一、派遣委員

大河原一次 徳永 正利
武内 五郎 田上 松衛
村上 義一

○議長(松野謙平君) 諸般の報告は、
朝続を省略いたします。

一、派遣地 大阪府、兵庫県
一、期間 昭和三十七年三月五日から同月七日まで三日間
一、費用 概算 三九、〇〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第一百八十九条の二により要求する。

文教委員
同

勝俣　稔君

阪神高速道路公団法案 水資源開発公団法の一部を改正する 法律案

同日内閣から予備審査のため左の認案
が送付された。

同日内閣から予備審査のため左の議案
公職選挙法等の一斉改正を准備する事
案

が送付された。よつて議長は即日これを
地方行政委員会に付託した。

國会議員の選挙等の執行経費の基準
に關する法律の一部を改正する法律

同日委員長から左の報告書が提出され
案

航空業務に関する日本国とパキスタン

（略）

航空業務に関する日本国とイタリア
との間の協定の締結を許す

求めるの件譲決報告書

前略に於ける日本とシリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件議決報告書

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ
ばき所に関する法律の一部を改正す

る法律案可決報告書
關稅法の一部を改正する法律案可決

報告書

昭和三十七年三月十四日 参議院会議録第十二号 議長の報告

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣及び外務大臣から発言を求められました。順次発言を許します。池田内閣総理大臣。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) ただいまの御決議は、わが固有の領土の返還を実現し、すみやかに日ソ間の平和条約を締結することによって、両国間の関係を、より正常な、また、明るいものにしたいといふ、国民各位の強い要望の表現であり、これが実現のために、政府の一そらの努力を要望された御輿論の言葉であると解するものであります。本件の実現には、なお幾多の困難は予想されますが、政府いたしましたが、国民各位の御期待に沿うべく、今後とも最善の努力を尽くす所存でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 小坂外務大臣。〔國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小坂善太郎君) ただいまの御決議に対しまして政府の所信を申します。

ソ連との平和条約の締結につきましては、わが国北方領土の問題をめぐつて、領土問題は解決済みであるとするソ連と、國後、択捉兩島を固有の領土としてその復帰を主張するわがほうの主張が、対立いたしておりますために、まだ実現の運びに至っていないことは、御承知のとおりであります。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて本案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上であります。

右決議する。

本院は、琉球政府立法院の決議並

びにその他の決議にしばしば表明さ

れた住民の日本復帰に關する強い願

望にこたえ、この際政府が沖縄及び

小笠原諸島の施政権の回復について

もとより、わが国民あげての宿願であ

ります。その可及的すみやかなる実現

のため、不斷の努力が続けられて参っ

たにもかかわらず、今なおその実現を

見るに至らないことは、われわれの深

く遺憾とするところであります。

申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸

島に対し日本が潜在主権を有すること

は、対日平和条約会議の席上、ダレス

ミン代表の演説において明確にされ、そ

の後、昭和三十二年六月の岸・アイク

共同声明、さらには昨年六月の池田・

ケネディ共同声明においても再確認さ

れているところであります。また政府は、

あらゆる機会を通じて常に施政権の返

還についての日本国民の強い希望を表

明して参つてゐるのであります。さら

に昨年の池田・ケネディ共同声明にお

いては、沖縄住民の福祉増進に重点が

置かれ、米国は、沖縄住民の安寧と福

祉増進のため一そらの努力を払うべ

き旨を歓迎する旨を述べ、わがほり

は、この目的のため引き続き協力する

ことを表明してゐるのであります。そ

の結果として、岸・アイク共同声明を

契機として逐次改善を見つつあった住

民の安寧と福祉の増進は、最近におけ

る労働者の立場の改善等を初めとし

て、さらに飛躍的向上を見ることが期

待されております。また昨秋、米大統領

の命により沖縄に派遣されたケイセン

ます、発議者の趣旨説明を求めるま

す。田中茂穂君。

沖縄及び小笠原諸島における施政

権回復に関する決議案

右の議案を発議する。

昭和三十七年三月十三日

発議者

宮澤 喜一 田中 茂穂

鍋島 直紹 岡 三郎

米田 熟 天田 勝正

小平 芳平 杉山 昌作

青柳 秀夫 天埜 良吉

石谷 善男 鹿島 俊雄

北畠 教貢 小山邦太郎

徳永 正利 佐野 廣

大倉 精一 村上 春蔵

豊瀬 祐一 鶴園 哲夫

安田 敏雄 中村 順造

安田 敏雄 村尾 重雄

参議院議長松野鶴平殿

○田中茂穂君登壇、拍手〕

○田中茂穂君(田中茂穂君登壇、拍手)

会党、無所属クラブ及び参議院同志会

の五派共同提案の「沖縄及び小笠原諸

島における施政権回復に関する決議

案」につきまして、発議者を代表し、

提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗讀いたします。

沖縄及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議(案)

沖縄及び小笠原諸島の施政権の復

帰は、沖縄及び小笠原諸島の同胞は

もとより、全國民あげての宿望であ

るにもかかわらず、いまなおその実

現をみていないことは、まことに遺

憾である。

沖縄及び小笠原諸島における施政

権回復に関する決議

沖縄及び小笠原諸島の施政権の復

帰は、沖縄及び小笠原諸島の同胞は

もとより、全國民あげての宿望であ

るにもかかわらず、いまなおその実

現をみていないことは、まことに遺

憾である。

右決議する。

本院は、琉球政府立法院の決議並

びにその他の決議にしばしば表明さ

れた住民の日本復帰に關する強い願

望にこたえ、この際政府が沖縄及び

小笠原諸島の施政権の回復について

もとより、わが国民あげての宿願であ

ります。その可及的すみやかなる実現

のため、不斷の努力が続けられて参っ

たにもかかわらず、今なおその実現を

見るに至らないことは、われわれの深

く遺憾とするところであります。

申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸

島に対する日本が潜在主権を有すること

は、対日平和条約会議の席上、ダレス

ミン代表の演説において明確にされ、そ

の後、昭和三十二年六月の岸・アイク

共同声明、さらには昨年六月の池田・

ケネディ共同声明においても再確認さ

れているところであります。また政府は、

あらゆる機会を通じて常に施政権の返

還についての日本国民の強い希望を表

明して参つてゐるのであります。さら

に昨年の池田・ケネディ共同声明にお

いては、沖縄住民の福祉増進に重点が

置かれ、米国は、沖縄住民の安寧と福

祉増進のため一そらの努力を払うべ

き旨を歓迎する旨を述べ、わがほり

は、この目的のため引き続き協力する

ことを表明してゐるのであります。そ

の結果として、岸・アイク共同声明を

契機として逐次改善を見つつあった住

民の安寧と福祉の増進は、最近におけ

る労働者の立場の改善等を初めとし

て、さらに飛躍的向上を見ることが期

待されております。また昨秋、米大統領

の命により沖縄に派遣されたケイセン

を待ちわびてゐる小笠原諸島の同胞は

もとより、わが国民あげての宿願であ

ります。その可及的すみやかなる実現

のため、不斷の努力が続けられて参っ

たにもかかわらず、今なおその実現を

見るに至らないことは、われわれの深

く遺憾とするところであります。

申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸

島に対する日本が潜在主権を有すること

は、対日平和条約会議の席上、ダレス

ミン代表の演説において明確にされ、そ

の後、昭和三十二年六月の岸・アイク

共同声明、さらには昨年六月の池田・

ケネディ共同声明においても再確認さ

れているところであります。また政府は、

あらゆる機会を通じて常に施政権の返

還についての日本国民の強い希望を表

明して参つてゐるのであります。さら

に昨年の池田・ケネディ共同声明にお

いては、沖縄住民の福祉増進に重点が

置かれ、米国は、沖縄住民の安寧と福

祉増進のため一そらの努力を払うべ

き旨を歓迎する旨を述べ、わがほり

は、この目的のため引き続き協力する

ことを表明してゐるのであります。そ

の結果として、岸・アイク共同声明を

契機として逐次改善を見つつあった住

民の安寧と福祉の増進は、最近におけ

る労働者の立場の改善等を初めとし

て、さらに飛躍的向上を見ることが期

待されております。また昨秋、米大統領

の命により沖縄に派遣されたケイセン

を待ちわびてゐる小笠原諸島の同胞は

もとより、わが国民あげての宿願であ

ります。その可及的すみやかなる実現

のため、不斷の努力が続けられて参っ

たにもかかわらず、今なおその実現を

見るに至らないことは、われわれの深

く遺憾とするところであります。

申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸

島に対する日本が潜在主権を有すること

は、対日平和条約会議の席上、ダレス

ミン代表の演説において明確にされ、そ

の後、昭和三十二年六月の岸・アイク

共同声明、さらには昨年六月の池田・

ケネディ共同声明においても再確認さ

れているところであります。また政府は、

あらゆる機会を通じて常に施政権の返

還についての日本国民の強い希望を表

明して参つてゐるのであります。さら

に昨年の池田・ケネディ共同声明にお

いては、沖縄住民の福祉増進に重点が

置かれ、米国は、沖縄住民の安寧と福

祉増進のため一そらの努力を払うべ

き旨を歓迎する旨を述べ、わがほり

は、この目的のため引き続き協力する

ことを表明してゐるのであります。そ

の結果として、岸・アイク共同声明を

契機として逐次改善を見つつあった住

民の安寧と福祉の増進は、最近におけ

る労働者の立場の改善等を初めとし

て、さらに飛躍的向上を見ることが期

待されております。また昨秋、米大統領

の命により沖縄に派遣されたケイセン

を待ちわびてゐる小笠原諸島の同胞は

もとより、わが国民あげての宿願であ

ります。その可及的すみやかなる実現

のため、不斷の努力が続けられて参っ

たにもかかわらず、今なおその実現を

見るに至らないことは、われわれの深

く遺憾とするところであります。

申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸

島に対する日本が潜在主権を有すること

は、対日平和条約会議の席上、ダレス

ミン代表の演説において明確にされ、そ

の後、昭和三十二年六月の岸・アイク

共同声明、さらには昨年六月の池田・

ケネディ共同声明においても再確認さ

れているところであります。また政府は、

あらゆる機会を通じて常に施政権の返

還についての日本国民の強い希望を表

明して参つてゐるのであります。さら

に昨年の池田・ケネディ共同声明にお

いては、沖縄住民の福祉増進に重点が

置かれ、米国は、沖縄住民の安寧と福

祉増進のため一そらの努力を払うべ

き旨を歓迎する旨を述べ、わがほり

は、この目的のため引き続き協力する

ことを表明してゐるのであります。そ

の結果として、岸・アイク共同声明を

契機として逐次改善を見つつあった住

民の安寧と福祉の増進は、最近におけ

る労働者の立場の改善等を初めとし

て、さらに飛躍的向上を見ることが期

待されております。また昨秋、米大統領

の命により沖縄に派遣されたケイセン

を待ちわびてゐる小笠原諸島の同胞は

もとより、わが国民あげての宿願であ

ります。その可及的すみやかなる実現

のため、不斷の努力が続けられて参っ

調査団は、その報告において、沖縄における大幅な自治権の拡大と、イス法の緩和による経済援助の増大を勧告していると伝えられ、さらに、先般来朝したロバート・ケネディ司法長官の大統領に対する進言等の結果、去る三月七日、ケネディ大統領は沖縄の現状を改革する決意を明らかにし、近く我が国政府に対し、何らかの具体的な計画についてその意見を照会して来る旨伝えられておりますので、われわれは米国の沖縄に対する新政策に対し、多大の期待を寄せているのであります。

わが国政府も、母国としての立場から、すでに技術、医療、教育についての協力などの面で、不十分ながら援助を行なつてきているのであります。が、来年度はさらに土地改良、道路整備、護岸港湾施設、消防気象施設などに対する財政援助を与えることになつてゐるのあります。政府は、今次の新政策を契機として、さらに一そく援助を増大し、もつて住民の福祉を本土並みに発展向上せしめることに努めるべきであります。

かくして、最近における沖縄をめぐる諸般の情勢は、われわれに明るい希望を抱かせるものがあるのであります。が、しかし、かかる措置によつていかにも、今次大戦によって多大の戦禍をこ

うむり、戦後十数年を経た今日、なお米
国の施政権下に置かれている現地同胞
の苦悩は、まことに察するにあまりあ
るものがあります。従来あらゆる機会
に現地において表明されている自治権
拡大の要求、あるいは住民代表の母國
国会参加の要請、さらには、その論旨
に多少の問題はあるといたしまして
も、今回の琉球政府立法院における施
政権返還に関する要請決議等に現われ
た熱烈なる祖国復帰の願望は、われわ
れ国民ひとしく理解し、かつ同感する
ところでありますて、われわれは、こ
の熾烈な要望にござ、さらに一そく
強力に祖国復帰実現のためあらゆる可
能な努力を払うべく決意するものであ
ります。

第一、本決議案の提出した理由であります。小笠原諸島の同胞の帰島に対しても、可及的すみやかにその実現をみるよう、政府がさらに一段の努力を払うことを切に希望するものであります。

以上が本決議案の提出した理由であります。何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣及び外務大臣から発言を求められました。順次発言を許します。池田内閣総理大臣。

○國務大臣(池田勇人君) 沖縄、小笠原諸島につき、わが国が潜在主権のみを有するという状態は、はなはだ遺憾とするところであります。政府は、これまであらゆる機会をとらえて、米国側に対し完全なる施政権の回復を要請して参ったのですが、まことに残念ながら、いまだその実現を見ておりません。政府は、本決議の趣旨に沿い、今後ともその早期実現のため積

○ 議長（松野謙平君） 小坂外務大臣、拍手

〔國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○ 國務大臣（小坂善太郎君） 政府におきましては、過去三回にわたり、沖縄、小笠原の施政権返還の決議について、そのつと、これを米国政府に伝達し、その早期実現方につき米國側の配慮を要望するとともに、かねて、昭和三十二年六月の岸總理とアイゼンハーバー大統領との会談、昭和三十六年六月の池田総理とケネディ大統領との会談、その他あらゆる機会をとらえて、同諸島の施政権返還の早期実現のため鋭意折衝して参った次第であります。これに対しまして、米国側は、特に最近において、沖縄に対するわが国の援助を歓迎し、かつ、米国政府の沖縄政策につき真剣に検討を加え、近くわが国に提案があると聞いております。政府といたしましても、今回の御決議の趣旨を体し、施政権回復が一日も早く実現するよう、引き続き努力を重ねていく所存であります。（拍手）

○國務大臣安井謙君登壇、拍手

〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕

の趣旨とその内容の概略を御説明申し上げます。

申すまでもなく、民主政治の健全な発展を期するためには、選挙が公明かつ適正に行なわれることがきわめて肝要であります。この見地から、政府はかねてから公明選挙運動の推進に意を用いているところがありますが、なお、選挙に関する諸制度についても改善整備を行なう必要があると考えられますので、第三十八国会において制定された選挙制度審議会設置法に基づき、昨年六月、選挙制度審議会を設置し、選挙の公明化をはかるための方策について御審議を願つたのであります。同審議会は、自來半年にわたって慎重に審議を尽くされ、昨年十二月末に、選挙の公明化のための措置について政府に答申をされたのであります。政府といたしましては、この答申に基づき、公職選挙法等に所要の改正を行なうため、この法律案を提出した次第であります。

今回の改正は、従来、現行の選挙制度のもとにおいて、各方面で論議されて参りましたほとんどすべての問題にわたっており、選挙法の全般に及ぶところの、かつて見ない大改正であります。選挙公明化の実現に大きな寄与をするものと信じております。

次に、この法律案の要点について御説明いたします。

この法律案は、公職選挙法とこれに関連のある部分についての政治資金規正法との二つの法律の改正を行なおうとするものであります。まず、公職選挙法の改正について申し上げます。

第一は、自由にして公明な選挙に行ない、候補者の政見政策等が選挙人に十分周知されるように、選挙運動の制限をできる限り緩和することにいたのであります。これがために、ボスターの枚数の増加等、選挙運動期間中における言論文書による選挙運動のワクを広めるとともに、国会議員の選挙について、選挙期日の告示前においでも選挙運動のための演説会を行なうことができるようにならました。

第二は、現在の選挙運動は個人本位

の建前になつておりますが、政党政治の根本からしても、また選挙の公明化を期するためにも、これを政党本位の選挙運動の方向に進めて参ることが必要であると考えられるのであります。

これがため、政党その他の政治団体においても、所属候補者のための選挙運動もできるようその道を開くとともに

投票運動を認めるなどといいました。

第三は、選挙公管の拡充強化と合理化はかかることとしたのであります。このため、公管のポスター掲示場の新設、はがきの枚数及び新聞広告の回数の増加等の措置を講ずることとしております。

第四は、選挙運動費用の合理化であります。選挙費用の制限につきましては、これを合理的に引き上げることとともに、選挙運動員等に対する実費弁償等の基準額の引き上げをいたすことといたしました。

第五は、選挙違反についての制裁を強化したこととあります。すなわち、いわゆる連座制につきましては、従来の縫合主導者及び出納責任者のほか、相当広範囲の地域にわたって選挙運動を主宰した者、事実上の出納責任者及び候補者と意思を通じて選挙運動をした同居の親、子、配偶者、兄弟姉妹で、悪質の選挙犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予の言い渡しを受けなかつた者についても、連座の対象とするとともに、連座による当選無効訴訟は検察官が提起すべきものとなりました。また、選挙犯罪による公権の停止を強化し、罪の短期时效を廃止することといたしました。なお、これに伴い確認団体の制度の合理化をはじめますとともに、確認団体に所属しない候補者に対して、推薦団体による選挙運動を認めるなどといたしました。

第六は、公務員の地位利用による選挙運動に対する規制を強化することといたしました。國または地方公共団体の公務員等がその公の地位を

利用して選挙運動を行なうことは、選挙の公正をはなはだしく害するものでありますので、公務員等がその地位を利用して行なう選挙運動及びその類似行為を禁止することとし、公務員が国の選挙において当選人となつた場合にたしました。

第七は、選挙に關する寄付等の規制を厳重にすることにしたのであります。これがため、新たに、國または地方公共団体から補助金、出資金等を受けている会社その他の法人から、選挙に關する寄付をしてはならないものといたしました。

第八は、その他選挙の秩序を保持するため、郵便による立候補及び被選挙団体に対する寄付並びに後援団体の行事における供應接待等について規制をすることにいたしました。

第九は、その他の選挙の秩序を保持するため、郵便による立候補及び被選挙団体に対する寄付並びに後援団体の行事における供應接待等について規制をすることにいたしました。

第十は、その違反件数において、さらに違反内容の醜悪さにおいて、まさに憂うべき様相を呈しておつたのであります。(拍手)買取、供應等の悪質違反が、あの手この手と、半ば公然と行なわれ、当然多額の資金が流れ、数千万円の金をばらまき、中には億に近い金を

おつて、大きな額をして国政を論議いたしております。〔拍手〕総理がこのような事実を知らないはずはありません。一体、これをどういうふうにお考へになつておられるであります。そうして、そういう選挙をして当選してきた議員が、あなたの党にたくさんおつて、大きな額をして国政を論議いたしております。〔拍手〕総理がこのような事実を知らないはずはありません。一体、これをどういうふうにお考へになつておられるであります。〔拍手〕選挙公明化を普く総理は、選挙の浄化と正のためにどのような努力をなされてきたのか。公明選挙のためにどのような具体策をお持ちになつておられるのか。真剣にこの問題に取組んで、熱意が示されなければならないのです。〔拍手〕買取、供應等の悪質違反が、あの手この手と、半ば公然と行なわれ、当然多額の資金が流れ、数千万円の金をばらまき、中には億に近い金を

おつて、大きな額をして国政を論議いたしておられるのであります。〔拍手〕総理がこのような事実を知らないはずはありません。一体、これをどういうふうにお考へになつておられるであります。〔拍手〕選挙公明化を普く総理は、選挙の浄化と正のためにどのような努力をなされてきたのか。公明選挙のためにどのような具体策をお持ちになつておられるのか。真剣にこの問題に取組んで、熱意が示されなければならないのです。〔拍手〕買取、供應等の悪質違反が、あの手この手と、半ば公然と行なわれ、当然多額の資金が流れ、数千万円の金をばらまき、中には億に近い金を

を示していただきたいのであります。

特に、近く参議院選挙を控えておるの機会に、国民のすべてがこれを知りたいと願つておるのであります。

先ほどの提案理由の説明に、「今回の改正案は、選挙法の全般に及ぶところの、かつて見ない大改正であり、ハーフ明選舉の実現に大きな寄与をするものと信じていて」と述べております。ほとんどに總理は、この改正案が、選挙公明化のために大きな寄与をするものと

これで、はたして汚れた選舉の淨化書正を期し得るとお考えになつておられたのかどうか。したがつて、あなたたるやうな民主政治の確立、政治に対する意見を高めることができるものであるよとお考えになつておられるかどうか。そこで指摘をいたしますが、このよき抜け穴だらけのごまかし案をもつては、どうてい選挙の公明化は期待きないのであります。あなたがもし

これをもつてして選挙公明化に大きな一歩を踏み出します。寄与をなし得るものと信じておられる方々、されば、あなたは、あまりにも人がよくすぎるのか、あるいは国民を欺くために言葉でしかないと言わざるを得ないのです。(拍手)われわれは、金をかけすぎる選挙、金で汚された選挙を追放する一つの手段として、政治資金、選挙資金の規制がぜひ必要でなくする手段として、罰則の強化、特

に連座制の強化を取り入れなければならぬと思ひます。その地位を利用しないで、國、地方の行政機構を使い、公の費用すら使つてゐるといわれる選舉運動を公然と行なつてきました高級公務員のそれに対しても、その立候補の制限もやむを得ないものがあると思うのであります。審議会の答申においても、これらの点につきまして、適切かつ明確な指摘をいたしておるのであります。ところが、政府、与党は、この答申に対して不当な取り扱いをあえてし、答申の趣旨を完全に骨抜きし、大きな抜け穴を作り、あるいは全くのすりかえを行なつたのであります。このようなこまかし案をもつとして、なおかつ有効適切なりとするがごときは、識弁もはなはだしいと言わなければなりません。(拍手)總理並びに自治大臣の責任あるお答えを求めるものであります。

は政治活動に関しては寄附をしてはならない」と答申をいたしておるのであります。しかるに政府案には、この「それについても、「政治活動に関しては寄附をしてはならない」というところをカットして、答申を無視し、いわゆるほおかむりをいたしておるのであります。前者については、現行公職選挙法第百九十九条に、「団体又は公共企業体と譲貰その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関する寄附をしてはならない」とあるが、これだけでは不徹底であり、不十分であるとして、審議会では、「政治活動に関しては寄附をしてはならない」とあります。後者のそれは、これらの会社その他の法上の性質上、選挙に関するのみならず、広く政治活動に関しても寄附をするとは不合理であり、当然禁止すべきであるとして、新たに条文化して、現行法の不備を補うべきものであるといふのであります。一体、選挙に関する資金と政治活動に要する金とを、どちらがどのように明確に区別し得るものであるのか。確かに、概念上は一応区分されるであります。その使い方においてもまた、どうにでもなるのであります。政治活動という名の選挙資金が受け取れるものも、名目はどうであります。そのように動いておるのか、ほんからうのように動いておるのか、ほんからう

総理初め与党の方々が一番よく知つておられるはずであります。だからこそ、故意に「当該選挙に関して」とだけ限定してはいたのでありますよ。自分たちには不利であり、都合が悪いから、これには触れないこととしたのではないのか。それを、今回の選挙法の改正だから、選挙に関するもののみを規定し、いすれ政治資金の点については、政治資金規正法等の全面的検討の際に、などと言つておられますか、これははこまかしであります。逃げ口上であります。答申は、とりあえず、これだけは今すぐ必要なものとしておりますし、國民もまた、これを望んでおるはずです。政府与党が、ほんとどうに政治資金の規正、特定の寄附の禁止などを必要とするならば、今提案されたこの改正案の中には、政治資金規正法の一部を改正する法律案も含まれておるものであります。だから、当然その中に纏り込まれてしかるべきであるにもかかわらず、そしてまた、纏り込み得るのにもかかわらず、あえてこれをいたしておらないであります。やはり政治資金という名の選挙資金を自由に寄附させよう、自由にちょうだいするようにしておこうという考え方であると解するしかないのです。まことに大きな抜け穴であります。

えられておりますが、この二項と四項では、これらの会社、法人は、「国から交付金、補給金の交付を受けた日から起算して一年を経過した日までの間、当該選挙に關しても寄附をしてはならない。」としております。そうしますと、一年を経過すれば、その翌日からは、政治資金に關してももちろん、当該選挙に關しても自由に寄附できるということになるのであります。とすれば、ここにもまた、大きな抜け穴が作られておるのであります。よく、選挙法はザル法だといわれておりますが、ザルは、水は漏れても、何か固形物は残ります。この改正案では、ザルにさらに大穴を幾つもあけてありますから、何も残らなくなります。ザル法といふべきものであろうと思います。これで、答申を尊重し、これに基づいた案といえるでありますよ。これが実効をあげ得るとお考えなのでありますか。両大臣は、私に答えるといふよりも、国民のために、はつきりお答えをいただきたいと思います。

禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予とならなかつたとき」となつております。答申のどこに、同居とか、意思を通じてとか、禁錮以上の刑とか、執行猶予とか、検察官の当選無効訴訟といふようないものといたしたのであります。答申のどこに、同居とか、意思を通じてなことが書かれてあるのか。なぜこのような改変をあえてしたのか。その理由を承りたいのであります。これまでの選挙違反の裁判の状況からいたしまして、これによつて連座にひつかかるのは、わずか一%ぐらいだといわれてゐる。これでは全く無意味な規定になつてしまふのであります。しかるに自民党の諸君は、この案にすら、これでは選挙ができない、おれたちに不利であると言つて反対をし、国会において修正をさせしめるとして、いきまゝしているのであります。罪九族に及ぶといふ、封建的な時代錯誤的な思想であるとか、法の前にはすべて平等でなければならぬのに、親族だからといって、などといふ迷論を振り回し、大野副総裁のよう、「筋が通らない」、「しきらうとの理想案だ」というおしゃりも出ておるのであります。はては大平官房長官は、「評論家のような偉い人たるもののが、悪質な選挙違反を犯して、している親族で、候補者または総括主審者等と意思を通じて選挙運動をしたもののが、悪質な選挙違反を犯して、

人は、これでは選挙ができない」といはつきり言つておるのであります。専党に「これられ、機車を押されて、政府は後退に後退を重ねて、このよくなまらるものもさんなものに作りかえてしまつた最良の案と信じておられるのかどうか、はつきりお答え願いたいのであります。

また、高級公務員の立候補制限の点につきましても、これは、いつの間にやら全公務員の選挙運動の規制にすりかえられている。答申は、参議院全国区への立候補制限であります。もし答申に問題があるならば、法案審議の国会でそれが取り上げられなければならぬ。立法技術上あるいは憲法とともにこのようないふることで、この問題は勝手に改さんを許されないのであります。この点について、総理並びに自治大臣は、かかる案となるまでの趣旨及び理由について、ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

次に私は、政府の答申尊重といふことと、審議会に対する態度についてお尋ねいたさなければなりません。政府は、今回の改正案において、審議会の答申は十分尊重したし、その精神も生かされていふと言明をいたしておりますが、以上見たところによつて、答申は尊重されたと見ることはとうていかないであります。なるほど、答申

の項目の数からいえば、相当数取り入れられてありますから、この点から言えれば、答申は尊重したとも言えるでしょう。しかし、最も重要な事項の、最も肝心な点が無視されているのです。尊重といらば、答申の重要な部分について、その趣旨を殺し、そのねらいをそらすことはできないはずであります。骨を抜き、大きな抜け穴を幾つもこしらえて、不正な選舉を行ないやすくし、違反を犯しても助かる道を作ることではないはずであります。自分たちに不利にならぬよう、改変をすることではないはずであります。総理は、しばしば審議会の答申は十分尊重すると言つてきました。

○議長(松野鶴平君) 鈴木君、時間が超過しました。結論を急いで下さい。

設置法第三条には、答申や意見を尊重すべきこととが明定されているのであります。しかるに、結果はすでに述べたとおりであるとすれば、一休、国民に対して法を守るべきことをさとし、また要求しながら、政府みずからがえて法を踏みにじる違反をしておるというふうを申し上げなければならぬのであります。政府のこのたびの態度を不満としまして、審議会では一委員が中止することを決定しておりますが、これに対して総理はいかなる対処をな

かに聞いていただきたい。

最後に、政府与党がほんとうに選舉の公明化に熱意を有するならば、この案を撤回すべきであると思うし、なまけたてで修正案に対しては、して同調をすべきでないか。このようふに考えるものであり、したがつてまた、参議院自民党がすでに用意しておりますといわれておりますところの、来るべき参議院選挙に備えての特例法を認め、これは提出せぬないようにしなければならぬと思いますが、總裁でも、これは總理である池田さんのその点についても、總理の所見を承りたいと思う次第でございます。(拍手)

しておるのであります。今回の選挙法改正もこの意味からでございまして、私は、半年にわたる委員各位の熱烈なる御努力によりまして、りっぱな改正案ができ、これを今国会において通過せしめれば、次の参議院の選挙には、従来にも増してりっぱな公明選挙ができると考えておるのであります。

は避けなければならないのであります。こういう意味におきまして、私は立法技術上相当苦心をいたしました。現行法体系に妥当なように改正いたしておるのであります。

また、高級公務員につきましての問題も、私は、高級なるがゆえによくなつておるのではないかと考へました。私は、高級公務員につきましての問題も、私は、高級なるがゆえによくなつておるのではないかと考へました。

○國務大臣(安井謙君登壇、拍手)
【國務大臣(安井謙君登壇、拍手)】たゞいま總理からの御答弁でおおむね趣旨は尽くされてゐると思ひます。が、二、三補足いたしました。

答申を尊重いたしましてこの法律案を作つたといふ政府の態度には、私ども変わりないと確信しております。た

だ、答申を尊重すると申しましても、それをそのまま口移しするわけには参りません。法律をほんとうにこの世の中にいたしたいと考えまして、答申案を法案のように改正いたしたのでござります。

次に、答申の尊重の点でござりまするが、私は、大体において答申の趣旨に沿つて法案を作りました。そして、答申と違ちところは今後的情勢を見て

とを期待してやまないものであります。(拍手)

は、一定の公務員を区別することは、技术上困難といふよりも、不可能な

とを期待してやまないものであります。(拍手)
【國務大臣(安井謙君登壇、拍手)】たゞいま總理からの御答弁でおおむね趣旨は尽くされてゐると思ひます。が、二、三補足いたしました。

答申を尊重いたしましてこの法律案を作つたといふ政府の態度には、私ども変わりないと確信しております。た

だ、答申を尊重すると申しましても、それをそのまま口移しするわけには参りません。法律をほんとうにこの世の中にいたしたいと考えまして、答申案を法案のように改正いたしたのでござります。

次に、連座の関係でございますが、よく連座が非常に骨抜きになつたというがどきことがいわれております。しかし、これは詳細にこの答申の趣旨をお読みいただければわかるとしてござります。答申の趣旨には三つございま

す。一つは、総括主宰者の範囲を拡大して、十分の留意をし、その点についての若干の政府の責任においてこれを修正せざるを得ない点があるのは、これ

は、當然のことであろうと思うのであります。次に、連座の対象に於けるべき連座の範囲を拡大することです。二つは、総括主宰者の範囲を拡大することです。三つ目は、いわゆる親族縁者でござります。親族縁者でなくとも、それに類する行為をした者も、これも連座の対象となる点でござります。その次には、出納責任者でなくとも、それに類する行為をした者も、これも連座の対象となる点でござります。その次には、

○國務大臣(安井謙君登壇、拍手)
【國務大臣(安井謙君登壇、拍手)】たゞいま總理からの御答弁でおおむね趣旨は尽くされてゐると思ひます。が、二、三補足いたしました。

答申を尊重いたしましてこの法律案を作つたといふ政府の態度には、私ども変わりないと確信しております。た

だ、答申を尊重すると申しましても、それをそのまま口移しするわけには参りません。法律をほんとうにこの世の中にいたしたいと考えまして、答申案を法案のように改正いたしたのでござります。

次に、連座の関係でございますが、よく連座が非常に骨抜きになつたといふがどきことがいわれております。しかし、これは詳細にこの答申の趣旨をお読みいただけばわかるとしてござります。答申の趣旨には三つございま

す。一つは、総括主宰者の範囲を拡大することです。二つは、総括主宰者の範囲を拡大することです。三つ目は、いわゆる親族縁者でござります。親族縁者でなくとも、それに類する行為をした者も、これも連座の対象となる点でござります。その次には、

第一点としまして、議会制民主主義の確立が強く叫ばれております今日、その基礎となるべき議員の選出は、公平かつ公明なものであらねばならぬことは皆さん御承知のとおりであります。したがいまして、その選出をきめでございます。しかも、一方から考えますと、今お話の地位を利用した選挙活動といふ意味から言えば、これは高級も中級も下級もない。公務員である限りは当然受けるべき制限であると存じまして、これを厳重に一般法的な観念でしばることにいたしたわけでござります。

次に、連座の関係でございますが、よく連座が非常に骨抜きになつたといふがどきことがいわれております。しかし、これは詳細にこの答申の趣旨をお読みいただけばわかるとしてござります。答申の趣旨には三つございま

す。一つは、総括主宰者の範囲を拡大することです。二つは、総括主宰者の範囲を拡大することです。三つ目は、いわゆる親族縁者でござります。親族縁者でなくとも、それに類する行為をした者も、これも連座の対象となる点でござります。その次には、

○國務大臣(安井謙君登壇、拍手)
【國務大臣(安井謙君登壇、拍手)】たゞいま總理からの御答弁でおおむね趣旨は尽くされてゐると思ひます。が、二、三補足いたしました。

答申を尊重いたしましてこの法律案を作つたといふ政府の態度には、私ども変わりないと確信しております。た

だ、答申を尊重すると申しましても、それをそのまま口移しするわけには参りません。法律をほんとうにこの世の中にいたしたいと考えまして、答申案を法案のように改正いたしたのでござります。

第一点としまして、議会制民主主義の確立が強く叫ばれております今日、その基礎となるべき議員の選出は、公平かつ公明なものであらねばならぬことは皆さん御承知のとおりであります。したがいまして、その選出をきめでございます。しかも、一方から考えますと、今お話の地位を利用した選挙活動といふ意味から言えば、これは高級も中級も下級もない。公務員である限りは当然受けるべき制限であると存じまして、これを厳重に一般法的な観念でしばることにいたしたわけでござります。

次に、連座の関係でございますが、よく連座が非常に骨抜きになつたといふがどきことがいわれております。しかし、これは詳細にこの答申の趣旨をお読みいただけばわかるとしてござります。答申の趣旨には三つございま

す。一つは、総括主宰者の範囲を拡大することです。二つは、総括主宰者の範囲を拡大することです。三つ目は、いわゆる親族縁者でござります。親族縁者でなくとも、それに類する行為をした者も、これも連座の対象となる点でござります。その次には、

○國務大臣(安井謙君登壇、拍手)
【國務大臣(安井謙君登壇、拍手)】たゞいま總理からの御答弁でおおむね趣旨は尽くされてゐると思ひます。が、二、三補足いたしました。

答申を尊重いたしましてこの法律案を作つたといふ政府の態度には、私ども変わりないと確信しております。た

だ、答申を尊重すると申しましても、それをそのまま口移しするわけには参りません。法律をほんとうにこの世の中にいたしたいと考えまして、答申案を法案のように改正いたしたのでござります。

した。これは、答申から上程に至る経過を、ラジオ、新聞等の報道における解説が如実に示しているものであるが、これでも總理は、「答申を尊重しました」と國民にお答えできるかどうか、お伺いいた次第であります。

第三点は、与党を除く國民世論は、政府与党が答申案を身勝手にひねくり回したことに対し激怒され、これに対する批判が全国津々浦々に至るまで盛り上がりおるのであります。そこで、これを所管される自治大臣は、大臣の職を賄してでも答申を守り、國民にその土俵の公平化を期する決意を示すべきであります。しかし、与党の政治的偏見に因して、不明朗な選挙法改正案を出してきたその当事者である自治大臣は、國民に対しても答申が公正な土俵であるとすることが言えるかどうか、お伺いいたしました。

第四点は、過去における選挙のたびごとに、國民は、その選挙は腐敗選挙であると批判してきました。その最も大きな原因は、金さえあれば議員になれるという、あたかも選挙の原則が、金をばらまくことにあるかのこと、資金の面で放任されているのが現状であります。しかし、このような状態が続く限り、何年、何十年の期間をかけても、真の議会制民主主義の確立は不可能であります。そこで選挙法の精神は、違反者を厳罰に処すること、金を使えなど、いようにすることが絶対的条件である

にもかかわりませず、本改正案の柱であります。

そのとおりといわわけには行きません。たとえば政治資金の問題にいたしまして、先ほどお答えしたごとく、政黨政治をこれから伸ばしていくこうといたときに、政党法の改正に手をつけずに、直ちに政治資金を取り上げて云ふことは、私はこれはまだ早い、

て、あまりに行き過ぎた点は、これは

明のありました公職選挙法等の一部を改正する法律案に關しまして、池田總理並びに安井自治大臣に対し、若干の質問をいたしたいと思うのであります。

第五点は、選挙制度審議会は、今後選挙区制の問題及び定員数の問題等について答申するようになつておりますが、總理は、与党の政治的取り扱いに

ついて答申するようになつております。以上をもしまして、總理並びに関係大臣の明確なるお答えをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 民主主義がどうか、お伺いいたしました。

(拍手)

〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕
○國務大臣(安井謙君) 個々の内容につきましては、前回御答弁を申し上げましたとおりでござります。この法律案を作ります過程におきまして、与党の圧力とか、いろいろな力に屈したと申します場合には、そのも

とをなす選挙が公明でなければなりません。しかしながら、公明な選挙は各派各党が公正な土俵の上において行なうことは当然のことです。

がいまして、私は、昨年選挙制度審議会法を設けまして、そろそろしてその答申

を待つて選挙法の改正を提案いたしました。ただ現行法体系におきましても、まだ、今の現状から申しまし

に、その答申は積極的にこれを尊重することを約束されたであります。

かして、今国会の施政方針演説の中に基づき、近く公選法の改正法案を提出し、御審議を求めるとするゆえんも、總理は、「選挙制度審議会の答申に

選挙の公明化をはかるため、公明選挙運動の一そとの推進と相呼応して、政治に対する信用を高めたいと念願しておりますから」であると、このように述べておるのであります。昨年の十二月その答申があつてから、自民党内部における答申の審議をめぐる醜態は、新聞によつて国民の前に暴露され、ついに長谷部委員の辞任という重大事件を起し、審議中断という強い抗議を受けるに至つたことは、まさに遺憾とするところであります。しかも、その上、

答申案を全く無視した、買収未然防止等に關しましては、国民党を愚弄した骨抜き修正案の提出に至つては、政府の背信行為と政治的怠慢を追及せざるを得ないのであります。このような法案をもつて、總理は、はたして国民の期待にこたえ、買収供給等をなくして、公明選挙の実をあげ得る確信があるのかどうか、私は疑わざるを得ないのであります。

以下三点について、池田總理並びに安井自治大臣にお伺いをいたします。

質問の第一点は、ある新聞に、「事前運動花盛り」と題して、いわゆる後援会の選挙事前運動と思われる記事が

お伺いいたしたいのであります。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 民主主義がどうか、お伺いいたしました。

〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕
○國務大臣(安井謙君) 個々の内容につきましては、前回御答弁を申し上げましたとおりでござります。この法律案を作ります過程におきまして、与党の圧力とか、いろいろな力に屈したと申します場合には、そのも

とをなす選挙が公明でなければなりません。しかしながら、公明な選挙は各派各党が公正な土俵の上において行なうことは当然のことです。

がいまして、私は、昨年選挙制度審議会法を設けまして、そろそろしてその答申

を待つて選挙法の改正を提案いたしました。ただ現行法体系におきましても、まだ、今の現状から申しまし

ることは当然のことです。

がいまして、私は、昨年選挙制度審議会法を設けまして、そろそろしてその答申

を待つて選挙法の改正を提案いたしました。ただ現行法体系におきましても、まだ、今の現状から申しまし

ことは当然のことです。

大々的に報じられておりましたが、選挙が近まるにつれて、いわゆる後援会の目に余る署名運動が、半ば強制的に展開をされ、明らかに事前運動と思われる供應接待が堂々と行なわれておるのであります。答申もこの点に触れて、「何人も、後援団体の総会その他の集合、又は後援団体の行なう見学、旅行、その他これに類する行事において、その参加者に対し、饗應接待をして、又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を供与してはならないものとし、これに違反した者を処罰する」と答えておりますが、政府案は、「当該選挙に關し」という七文字を挿入して、政治活動の名目のもとに、暗に買収運動を計しておるのであります。これでは、全くこの法文の効力はなく、ザル法と言わざるを得ないのであります。その点、國民各位にいかように说明をなさるのか、お伺いをいたしたいのであります。

たがって、政治寄金は、元来個々の間の信条によつて出すべきもので、それを会社の經理にまかせて献金するのも、やめるべきである。政党が政治的立場を中心とする同志的結束であるのに對し、組合は労働者の經濟的利益を大衆組織である以上、社員も組合員がどの政党を支持しようと勝手なのは、ある。したがつて、会社も、組合も、個々のポケットから出して支援するのが適切であると思うのであります。かような意味において、私は、へ、社、組合、その他団体の献金は、個人に切りかかるべくこの際断行すべきであると思うが、この点はどうか、お聞きをいたします。

の効力が及ばないことにして、完全に
だめ押しをしてしまつたばかりでな
く、連座による当選の自動失格は憲法
上疑問があると主張して、連座による
当選無効の訴訟は検察官が提起しなけ
ればならぬものとしてしまつたのであ
ります。しかし、裁判が終わって、
判決があつたところは、当選人の任期は
すでに終わつていることがよくあること
とは、世人の知るところであります。
國民の立場から見れば、このくらいの
なずけない話はない。一方では、憲法
が明らかに否定している軍備を堂々と
認めているような御都合主義があるか
と思えば、一方では、このような法理
論をたてにして、買収汚職候補を守ろ
うとしているのであります。英國の選
挙法の例を見ましても、候補者のわい
ろ供應等の腐敗行為は十年間、違反行
為は七年間、その選挙区に立候補でき
ないことになっており、選挙事務長や
選挙代理人の腐敗行為では、候補者の
当選無効はもとより、七年間も選挙に
出られない。このような自縛をあえて
したのは、もちろん英國の議会であり
ます。英國の選挙が、理想的で、きれ
いで、買収等を見受けられるのは、
その裏にこのような厳罰主義があるから
であります。また、わが国の言論文
書等による選挙運動については、その
のが現状でありますし、それが今日の
選挙を暗くしている。たとえば、投票

所に行くのに、途中において人に出会つても、ろくなあいさつもできな、あるいは、選舉運動中、久しぶりに友人を訪ねて行ったような場合でも、何かと疑いの目が向けられるという話もあります。明るい選舉を実現するには、答申案どおり、連座制はこれを強化し、買収供應等悪質な選舉違反に対する厳罰主義を断行し、その反面、個人演説、戸別訪問、文書等に関する規制は、大幅に緩和し、または自由にしたならば、候補者も、運動員も、楽しく、のびのびと活動ができると思うが、どうか。

以上三点をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣（池田勇人君） 御質問の第一点は、事前運動に関することです。いますが、政府といたしましては、事前運動を嚴重にただいま取り締まっておるのであります。

第二段の、選舉資金並びに政治資金は、個人の献金によるべきだ、こういふお話をさせます。この点は、選舉制度審議会におきましても議論があつたところで、個人の献金を理想とするが、現在の状態ではこれはなかなか行なわれぬ、こういうことで、あの答申案のようになります。また、政府案は、ただいまお答え申し上げましたよ

うな理由で、原案のようになつたのであります。およそ、やはり選挙といふものは、法律を嚴重にするばかりでは効果が上がらない。私は、候補者並びに国民全体が公明選舉に挺進すること初めて目的が達せられることを、ここにつけ加えて申し上げておきます。

(拍手)

〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕

○國務大臣(安井謙君) 後援会の活動につきましても、従来行き過ぎがよく指摘されておった点につきましては、今度の改正法におきまして相当な規制を加えることにいたしております。

なお連座制につきましては、今もお話をとおり、明るい選挙をやりますために、この連座制の活用が非常に陰惨なものになつちやいかぬ、こういう点につきましても十分な考慮を加えておるわけでござります。また先ほどお取り上げの英國の例等につきましても、これが連座の対象になります場合に、候補者あるいは事務長が意思を通じてない場合には免責の規定が明らかになります。また、あるいは同じ悪質違反にしましても、非常にそれが範囲が狭いという場合は、減点制等による配慮も十分加えられております。まして親類縁者等は取り上げないというのは、一番やかましいと言わせておる英國の連座制でもそのようになつておる次第でございます。(拍手)

(1) 各締約国は、航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又はその国民に属していないと認めた場合には、その航空企業の指定を受諾することを拒否し、これに対して第四条に定める権利を与えず、若しくは取り消し、又はその航空企業によるそれらの権利の行使に対する必要と認める条件を課する権利を有する。

第五条

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国
の領域に着陸する権利

利

(a) 他方の締約国の領域を横断飛行する。

各締約国は、協定業務を運営する間、次の権利を享有する。

立証することを、その航空企業に要求することができる。

(2) 一方の締約国が指定した航空企業が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常適用される法令で

(1) 各締約国の指定航空企業は、協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

(2) 協定業務を運営するに当たつては、いずれの一方の締約国の指定航空企業も、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において運営する航空業務に不当な影響を及ぼさないようにならなければならぬ。

第六条

(3) 一方の締約国がこの条の規定に基づいて措置を執る場合において、第十二条の規定に基づく他方の締約国の権利は、害されるものではない。

する。ただし、即時に停止し、又は条件を課することが安全のため必要であると認められる場合を除くほか、この権限は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

(2) 各締約国は、指定航空企業が第
四条に定める権利を許与する締約
国の法令を守らなかつた場合又は
この協定で定める条件に従つて運
営しなかつた場合には、その指定
航空企業による前記の権利の行使
を停止し、又はその行使に対し必
要と認める条件を課する権限を有

(c) 直通航空路の経済的運営の要
求 第七条

(a) その航空企業を指定した総統
　　の領域への及びその領域から
　　の運輸需要

(b) その航空業務が経由する地域
　　の地方的及び地域的航空業務を

ある地点との間で貨客を運送する権利は、この条に掲げる前記の原則に従つて、かつ、輸送力が次のものに閑通を有するよう、国際航空運送の秩序ある発展のために行使されなければならない。

(3) 特定業務は、航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの予想される運輸需要に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならず、第五の自由の運輸は、補足的性格を有するものとする。その航空企業が特定路線上の地点で他方の締約国

(1) いざれの協定業務に対する運賃も、比較可能な経済的運営の経費、合理的な利潤及び業務の特性との相違を含むすべての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。

(2) 運賃に関する合意は、可能などきはいつでも、関係指定航空企業に応じて提供するようになければならない。

2

(3) 各締約国は、自國の指定航空企業が、他方の締約国の航空当局に對し、その指定航空企業が協定業務において運送する貨客に関する

特定路線において供給される輸送力に關する情報及びこの協定の要件が正當に遵守されていることについて他方の締約国の航空当局を満足させるために必要な情報を含む。)を提供するようにななければ

(2) 各締約国は、自國の指定航空企業が、他方の締約国の航空当局に對し、あらかじめできる限り早期に、運賃表、時間表（それらの改正を含む。）その他協定業務の運営に関するすべての適切な情報（各

(3) 意を実現するため必要な措置を執るものとする。両締約国が合意することができなかつたときは、その紛争は、第十一条の規定に従つて処理しなければならぬ。
(2) 新たな又は改正された通貨は、当局の認可を受けない限り、又は第十一条の規定に従つて決定されない限り、効力を生じないものとする。この条の規定に従つて通貨

たる
また、その合意を実現するための措置を執るものとす
る。航空当局が合意することがで
きなかつたときは、兩締約国は、
合意が成立するようみずから努力

合意することができなかつた場合
又はいすれか一方の締約国の航空
当局が提出された運賃を認可しな
かつた場合には、両締約国の航空
当局は、適当な運賃について合意
が成立するように努めなければな

が國際航運規則による運賃を適用する。それ
が不可能なときは、各特定路線
の全部及び一部に關する運賃は、
関係指定航空企業の間で合意しな
ければならない。こうして合意さ
れた運賃は、両締約国の航空当局
の認可を受けなければならない。

日本国内の地点—マニラ—香

港—サイゴン—バンコク—トラン
グーン—カルカタ—カラチ—ペル

シャ湾沿岸の一地点—カイロ—
ローマ—ジュネーヴ 又はチュー

リッヒードイツ連邦共和国内の一
地点—パリ—ロンドン

パキスタンの指定航空企業が兩
方向に運営する路線

パキスタン内の地点—ニュー・
デリー又はカルカタ—ラングー
ン—パンコック—クアラ・ラン
ブル—シンガポール—サイゴ
ン—香港—マニラ—東京

3 空企業が行なう協定航
空業務は、その
締約国の領域内の一地点を起点と
するものでなければならない。た
だし、特定路線上の他の地点は、
いずれかの又はすべての飛行に當
たつて、その指定航空企業の選択
により省略することができる。

審査報告書
航空業務に関する日本国とイタリ
アとの間の協定の締結について承
認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきもの
と認決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十七年三月一日

外務委員長 井上 清一

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが國とイタリア
との間に民間航空業務を開設する
ことを目的とし、業務の開始及び
運営についての手続と条件を定め
るとともに、両国の航空企業が業
務を運営する路線を定めたもので
ある。この協定の締結により、両
国の航空企業はそれぞれ同じ条件
で相手国領域へ乗入れを行なう權
利をもつこととなるのみならず、
両国間の政治、經濟、文化上の友
好関係も一そく促進されることが
期待されるので、妥当な措置と認
めた。

二、費用

別に費用は要しない。

右

昭和三十七年二月十四日

内閣總理大臣 池田 勇人

航空業務に関する日本国とイタ
リアとの間の協定の締結につい
て承認を求めるの件

昭和三十七年二月十四日

航空業務に関する日本国とイタリ
アとの間の協定の締結について承
認を求めるの件

本國憲法第七十三条第三号ただし書
アとの間の協定の締結について承認を求めるの件外四件

の規定に基づき、国会の承認を求める
る。

日本國政府及びイタリア政府は、
それぞれの領域の間の航空業務を
開設し、かつ、運営するために協定
を締結することを希望し、

両國が千九百四十四年十二月七日
にシカゴで署名された国際民間航空
条約（以下「条約」という。）の当事
国であるので、

次とのおり協定した。

第一条

(1) この協定の適用上、文脈により
別に解釈される場合を除くほか、
(a) 「航空当局」とは、日本国にあ
つては運輸省及び運輸省が遂行
している民間航空に関する任務
又はこれに類似する任務を遂行
する権限を有する人又は機関を
いい、イタリアにあつては国防
省（航空本部民間航空・航空運
送送信局）及び同省が遂行してい
る民間航空に関する任務又はこ
れに類似する任務を遂行する權
限を有する人又は機関をいう。

(b) 「航空企業」とは、二以上
の国の領域上の空間にわたつて
運航する航空業務をいう。

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物
又は郵便物の公衆用の運送のた
めに航空機が行なう定期航空業
務をいう。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物
又は郵便物の公衆用の運送のた
めに航空機が行なう定期航空業
務をいう。

(e) 「航空業務」とは、二以上
の国の領域上の空間にわたつて
運航する航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業
務を提供し、又は運営する航空
運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」と
は、旅客、貨物又は郵便物の積
込み又は積卸し以外の目的で着
陸することをいう。

(h) 「附表」とは、この協定の附表
又は第十四条の規定に従つて改
正される同附表をいう。

(i) 附表は、この協定の不可分の一
部をなすものとし、「協定」という
ときは、別段の定めがある場合を
除くほか、附表を含むものとする。

(j) 第二条

各締約国は、他方の締約国に対
し、その指定航空企業が附表に定め
る路線（以下「特定路線」という。）

について指定し、かつ、当該他方
の締約国が適当な運営許可を与
えた航空企業をいう。

國に關して「領域」とは、その
國の主權、宗主權、保護又は信
託統治の下にある陸地及びこれ
に隣接する領水をいう。

第三条

(1) いずれの特定路線における協定
業務も、第二条の規定に基づいて
運営されることを許す。

(2) 運営するための運営許可は、
協定の発効後即時又は後日開始
することができる。ただし、第十条
の規定に従うことを条件とし、か
つ、次のが行なわれた後でなければ
ならない。

(3) 権利を許与された締約国が當
該路線について航空企業を指定
すること。

(4) 権利を許与する締約国が當該
航空企業に對し自國の法令に従
つて適当な運営許可を与えるこ
と。同締約国は、(2)及び第六条
の規定に従うことを条件とし、
て、運営なくこの許可を与えな
ければならない。

(5) 一方の締約国は、他方の締約国
が、同航空当局により国際航空業
務の運営に通常かつ合理的に適用
される法令で定める要件を満たす
者である旨を立証することを、そ
の航空企業に要求することができ
る。

における国際航空業務（以下「協定
業務」という。）を開設し、かつ、運
営することができるようにするた
め、この協定で定める権利を許与す
る。

(1) 第四条

各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

(c) 國際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込

(2) 他方の締約国の領域内において附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権
(3) 一方の規定は、一方の締約国の航空機により他方の締約国の領域内に消費され又は使用される場合にも、その領域内において、関税、検査手数料その他のこれらに類似する課徴金を免除される。

(4) 一方の締約国の指定航空企業の航空機による使用のみを目的として他方の締約国の領域内でその航空機上に積載される燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機設備品は、当該他方の締約国の領域内に協定業務を運営する他方の締約国の指定航空企業による使用のみを目的として持ち込まれる燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機設備品は、当該一

方の締約国の領域内において通常適用される関税規則に従うことを条件として、関税、検査手数料その他のこれらに類似する課徴金を免除される。

(5) 前諸項の規定に基づいて関税及び正規の航空機設備品は、当該一方の締約国の領域内において通常適用される関税規則に従うことを条件として、関税、検査手数料そ

の他これらに類似する課徴金を免除される。

(2) 協定業務に従事する一方の締約国の指定航空企業の航空機は、関税、検査手数料その他これらに類似する課徴金を課されることなく他方の締約国に入国することを認められる。

(3) 協定業務を運営するため一方の締約国の指定航空企業の航空機上に積載されている燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機設備品は、それらが当該航空機により他方の締約国の中空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、その領域内において、関税、検査手数料その他のこれらに類似する課徴金を免除される。

(4) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国に属していないと認めた場合には、当該航空企業が享有し若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める

(1) 各締約国は、他方の締約国が協定業務を運営するに当たつては、他方の締約国が指定期間の全部又は一部において

協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

(1) 第六条

各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国に属していないと認めた場合には、当該航空企業が享有し若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める

条件を課する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国が協定航空企業が(1)に掲げる特権を許す場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合に

与する締約国の法令を遵守しなか

(1) 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。

(2) 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から免し、又はその領域へ向から旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一

条件とする。

(2) 運賃に関する合意は、可能な限り定めなければならない。これ

は、当該航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課す

て法令の違反が生ずることを防止するため又は航行の安全上の理由により、即時に停止し又は条件を

課するやむを得ない必要がある場合

きは、取り却すことができない。

これらの物品は、使用され又は消費されないとときは、再輸出されなければならない。

では、税關当局の管理の下に置かなければならぬ。

は、使用され又は再輸出されるま

には、税關当局の管理の下に置かなければならぬ。

は、税關当局の管理の下に置かなければならぬ。

合を除くほか、この権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

西締約国の指定航空企業は、両締約国との間の特定路線において協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

第八条 (1) 直通航空路運営の要求

いすれか一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当たつては、他方の締約国が指定期間の全部又は一部において

協定航空企業の利益を考慮しなければならないよう、当該他方の締約国が同一路線の全部又は一部において

提供する業務に不当な影響を及ぼさないよう、当該他方の締約国が指定期間の全部又は一部において

定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第九条 第九条

いすれの協定業務に対する運賃を考慮した上でその地域の運輸需要

点で積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに連すべきであるという一般原則に従つて行なわなければならない。

その航空企業を指定した締約国との領域への及びその領域から離ればならない。

送力が次のものに連すべきであるという一般原則に従つて行なわなければならない。

それが不可能なときは、各特定路線の全部及び一部に関する運賃は、國を通じて行なうものとする。そ

れが不可能なときは、各特定路線の全部及び一部に関する運賃は、國を通じて行なうものとする。そ

- (2) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。
- (b) 権利を許与する締約国が当該航空企業に対し適切な運営許可を与えること。同締約国は、(2)及び第五条(1)の規定に従うことと一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した航空企業が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

- 第四条**
- (1) 各締約国がその管理の下にある空港及びその他の施設の使用について他方の締約国が指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最悪の場合は、公正かつ合理的な料金よりも高額のものであつてはならない。
- (2) 一方の締約国の領域内に他方の締約国が指定航空企業によりあるいはその名において持ち込まれ、あるいは前記の領域内で他方の締約国が指定航空企業により又
- はその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品で、当該指定航空企業の航空機により又はその航機内で使用することのみを目視するものに関する関税、検査手数料及びこれらに類似する税その他の課徴金については、當該他方の締約国が指定航空企業は、税關の通常の規制に服すこととを条件として、条約第二十四条规定する待遇のほか、當該一方の締約国が最惠國の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

- (b) もつとも、いずれの締約国も、自國の指定航空企業に対し他方の締約国が関税、検査手数料又はこれらに類似する国若しくは地方公共団体が課する若しくは地方公共団体が課する他方の締約国が関税、検査手数料又は払いやもどさない限り、他方の締約国が課するやむを得ない必要がある場合を除くほか、この権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。
- 第六条**
- これらに類似する国若しくは地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払い戻す義務を負わないものとす

- 第五条**
- (1) 各締約国は、地方の締約国が定めた航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国国民に属していないと認めた場合には、第二条(2)に定める特權を当該航空企業に関して与えず若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特權の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。
- (2) 各締約国は、他方の締約国が指定航空企業が(1)に掲げる特權を許すことを条件として、条約第二十四条规定する待遇のほか、當該一方の締約国が最惠國の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。
- (1) 締約国が指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。
- (2) 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発し、又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一次の目的としなければならない。

- 第七条**
- (1) いすれか一方の締約国が指定航空企業が協定業務を運営するに当たつては、他方の締約国が指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないよう、当該他方の締約国が指定航空企業の利益を考慮しなければならない。
- 第八条**
- (1) 締約国が指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。
- (2) 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発し、又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一次の目的としなければならない。
- (2) 運賃に関する合意は、可能などきはいつでも、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なうものとする。それが不可能なときは、各特定路線の全部及び一部に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いすれの場合にも、運賃は、両締約国が航空当局の認可を受けなければならない。
- (3) 関係指定航空企業が運賃に関する合意を行なうことできなかつた場合又はいすれか一方の締約国が航空当局が提出された運賃に同規定による認可を行なわなかつた場合には、両締約国が航空当局は、適切な運賃に

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、クウェイト、サイ
プラス、シエラ・レオーネ、タン
ガニイカの四国に大使館を新設

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律
在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在ドミニカ日本国大使館」

「在ドミニカ共和国日本国大使館」

「在マダガスカル日本国大使館」

し、既設のニカラグア等十公使館及びダマスカス總領事館をそれぞれ大使館に昇格し、並びにダッカ領事館を總領事館に昇格する等のため、在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

定める法律の一部に所要の改正を行なうものであり、わが国外交施

案を計上済みである。

二、費用 策上妥当であると認めた。

本法実施に要する経費として、

右の内閣提出案は本院においてこれ

昭和三十七年度予算に約二千百万円を計上済みである。

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

及ぼす影響

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

を可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十七年三月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

右の内閣提出案は本院においてこれ

昭和三十七年三月十四日 参議院会議録第十二号 航空業務に關する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について承認を求める件外四件

一九一

在ブレトリア日本国総領事館

南アフリカ連邦 ブレトリア

二、費用

本法に基づく在勤俸等の増額分として、昭和三十七年度予算に約四億円を計上済みである。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十七年三月十三日

外務委員長 井上 清一

参議院議長 松野鶴平殿

衆議院議長 清瀬 一郎

在ブレトリア日本国総領事館

南アフリカ共和国 ブレトリア

】を
に改める。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月十三日

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月十三日

参議院議長 松野鶴平殿

衆議院議長 清瀬 一郎

一、委員会決定の理由

本法律案は、現行の在勤俸が十年前に制定されたまま据置かれ、現在の事情にそむく在外公館職員の生活上、職務遂行上不合理な点が目だつてきているため、その支給額を改善するため現行法に所要の改正を行なうものであるから妥当と認めた。

別表

在外公館 の種類	所在國 又は所在地	号別										
		大使	公使	一號	二號	三號	四號	五號	六號	七號	八號	九號
アメリカ合衆国	一九、一〇〇	一六、五三三	二三、八三	一一、三四	八、四二四	七、二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五三	四、三一〇	三、六八八
カナダ	一五、〇〇〇	一三、六四	二一、五六	九、八六	八、一〇〇	六、六三	五、〇三四	五、〇〇	四、六一〇	四、五七二	四、一五三	三、七三三
メキシコ	一五、〇〇〇	一一、七〇	一一、六〇	九、五三八	七、九〇六	六、六九六	五、八六〇	五、二六八	四、八二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八
ブラジル	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	九、五三一	七、七〇	六、五三三	五、七六〇	五、一〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六
アルゼンチン	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	九、五三八	七、七〇	六、五三三	五、七六〇	五、一〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六
大韓民国	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	九、五三八	八、二五六	六、六六四	六、一四四	五、五八	五、〇八八	四、六五六	四、三三六	三、八一六
フィリピン	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	八、九四〇	七、五六〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇〇〇	四、五八四	四、二二六	三、六七二
オーストラリア	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	八、五九二	七、三三一	六、三八四	五、七三	五、二八〇	四、八四八	四、四〇〇	三、九八〇	三、五七八
インドネシア	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	九、五三一	七、七〇	六、五三	五、七六〇	五、一〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六
タマラ	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	九、五八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七三	四、四三四	四、〇五六	三、六四八
ビルマ	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	八、五九二	七、三三一	六、三八四	五、七三	五、二八〇	四、八四八	四、四〇〇	三、九八〇	三、五七八
イングランド	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	八、五九二	七、三三一	六、三八四	五、七三	五、二八〇	四、八四八	四、四〇〇	三、九八〇	三、五七八
イギリス	一五、〇〇〇	一五、一六	一五、一六	八、五九二	七、三三一	六、三八四	五、七三	五、二八〇	四、八四八	四、四〇〇	三、九八〇	三、五七八

大使館

バ キ ス タ ン	15'000	二三、四八八	一一、九七六	一〇、四三三	八、九四〇	五、九六四	五、九六四	五、九六四	四、五八四	四、一二八	三、六三三
ト ル コ	15'000	二三、四九三	一一、九七〇	九、六八四	七、九八	六、六九六	五、八〇	五、一六八	四、二三	四、四六四	四〇、五六
ド イ ツ	15'000	一五、五〇	二三、七九〇	一〇、二一八	七、九八	六、六九六	五、八〇	五、二六八	四、八三	四、四六四	三、六三八
オ ラ ン ダ	15'000	二三、七九三	一一、〇九八	九、四〇八	七、七八〇	六、五九三	五、八〇	五、一六〇	四、七三	四、四六四	三、六三八
ベ ル ギ ー	15'000	二三、九二一	一一、四一三	九、九三	八、四一四	七、一六	六、一〇四	五、六一六	五、八四	四、七三	四、一〇
フ ラ ン ス	15'000	一五、〇九八	二三、五三三	一〇、九六八	八、四三四	七、三一六	六、一〇四	五、六一六	五、八四	四、七三	三、六三六
イ タ リ ア	15'000	二三、五三六	一一、七一三	一〇、〇九八	八、四三四	七、一三八	六、一〇四	五、六一六	五、一八四	四、七三	二、六八八
ス ペ イ ン	15'000	二三、六八六	一〇、九九三	九、二八八	七、五八四	六、八三〇	五、九八〇	五、〇九三	四、六六八	四、一〇	三、六三八
連 合 王 国	15'000	二三、九四	一三、三九六	一〇、七一八	八、一〇〇	六、八三三	六、〇一四	五、九〇〇	四、九六〇	四、五三	三、六三三
中 華 民 国	15'000	二三、五三六	一一、七三	一〇、〇九八	八、四三四	七、三一六	六、一〇四	五、六一六	五、一八四	四、七三	三、六三六
ア ラ ブ 連 合 共 和 國	15'000	二三、六八	一三、三九六	九、五三	七、五八四	六、五三	五、九八〇	五、一〇	四、七六四	四、三六八	三、六三六
ヴィ エ ト ナ ム	15'000	二三、五三六	一一、一〇三	一〇、〇九八	九、二三六	七、八三三	六、八三三	六、一〇	五、〇九〇	四、一〇	三、六三六
ラ オ ラ ス	15'000	二三、六八六	一一、一〇〇	一〇、九九六	九、六〇〇	八、二一四	七、一〇〇	六、三九六	五、九〇八	四、九一〇	四、四二八
カ ン ボ デ イ ア	15'000	二三、五九一	一一、一〇一	一〇、〇九八	九、二六四	七、八三六	六、八三六	六、一〇	五、〇九〇	四、一〇	三、六三六
セ イ ロ ン	15'000	二三、五九二	一一、一〇一	一〇、〇九八	八、四三四	七、一三八	六、一〇四	五、六一六	五、一八四	四、七三	三、六三六
ス イ ス	15'000	二三、五九三	一一、一〇一	一〇、〇九八	八、四三四	七、一三八	六、一〇四	五、六一六	五、一八四	四、七三	三、六三六
ア フ ガ ニ ス タ ン	15'000	二三、五九四	一一、一〇一	一〇、〇九八	九、二九〇	八、一九〇	七、一三八	六、一〇四	五、一〇一	四、一〇	三、六三六
ソ ヴ イ エ ト 連 邦	15'000	二三、六〇〇	一一、一〇八	一七、六一六	一〇、一三三	一〇、九一〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五三〇	五、九六八
ド ミ ニ カ 共 和 国	15'000	二三、六〇〇	一一、一〇八	一七、六一六	一〇、一三三	一〇、九一〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五三〇	五、九六八
ペ ル リ	15'000	二三、六〇〇	一一、一〇八	一〇、〇九八	九、二九〇	七、九八〇	六、五九三	五、九〇	四、七三	四、五八四	四、一二八
キ ュ ー ー バ	15'000	二三、一九八	一一、一〇九	一〇、〇九八	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一〇〇	五、一〇〇	四、一〇	三、六三六
ヴ エ ネ ズ エ ラ	15'000	二三、一九九	一一、一〇九	一〇、〇九八	八、五三三	七、五三三	六、〇一四	五、〇九〇	四、〇九〇	三、九四	三、六三六
コ ロ ン ビ ア	15'000	二三、一九九	一一、一〇九	一〇、〇九八	六、六九六	五、九六〇	五、一六八	四、八七	四、〇九〇	三、九四	三、六三六

ボーランド	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	七七八〇	八一九〇	六五六	六〇一四	五五〇一〇	五一〇六	四五二二	四〇〇六
チエックスロヴァキア	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九七八〇	八一九〇	六五六	六〇一四	五五〇一〇	五一〇六	四五二二	四〇〇六
マラヤ連邦	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	一〇〇六八	八一九〇	七二八	六一六四	五六六	五八四	四五七三	四〇一〇
スウェーデン	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九六七二	八一〇〇	六八五	六〇一四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
オーストリア	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九五八	七九〇	六六九	五八〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ユーロースラヴィア	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
サウディ・アラビア	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ノルウェー	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
デンマーク	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ヴァチカン	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
エチオピア	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ガニア	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ニュージーランド	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
イラン	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
レバノン	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
トルコ	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	八五九	七一三	六三八	五七四	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ギリシャ	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ナイジエリア連邦	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
(レオポルドヴィル)	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
エクアドル	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ボリヴィア	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
巴拉グアイ	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ウルグアイ	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
ソマリア	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
スリランカ	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇
チヤード	110,500	一七七四八	一五〇九六	二二四三三	九一七	八一〇〇	六八五	五七〇	五五〇一〇	四五七三	四一五三	四〇一〇

中央アフリカ共和国	一五、六〇〇	一四、三六四	一四、一九八	一一、八六六	一〇、九一〇	八、九八八	七、八九六	七、〇五〇	六、五〇〇	五、九八六	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
カ メ ル ー ン	一五、九〇〇	一四、一九八	一一、九〇〇	一一、九〇〇	一〇、二四一	八、六六八	七、六四四	六、八五二	六、三三四	五、七九六	五、二六八	四、七四〇	四、二二二
(テ ラ ン ザ ヴ ゴ イ ル)	一五、〇〇〇	一三、六〇八	一三、一九八	一〇、八三六	九、四三一	七、九八〇	七、〇〇八	六、一八八	五、八〇八	五、三六六	四、八三六	三、八六四	
ガ ガ ボ ー ン	一五、六〇〇	一四、三六六	一四、一九九	一〇、一〇一〇	一一、七三六	一〇、四〇〇	八、八三三	七、七三九	六、六〇〇	六、四一〇	五、八九一	五、三五二	四、八二三
ニ ジ エ ー ル	一五、九〇〇	一四、三六六	一四、一九九	一〇、一〇一〇	一一、七三六	一〇、四〇〇	八、八三三	七、七三九	六、九〇〇	六、四一〇	五、八九一	五、三五二	四、八二三
マ リ	一五、九〇〇	一四、三六六	一四、一九九	一〇、一〇一〇	一一、七三六	一〇、四〇〇	八、八三三	七、七三九	六、九〇〇	六、四一〇	五、八九一	五、三五二	四、八二三
モ ロ ッ コ	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
モ ー リ タ ニ ア	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
セ ネ ガ ル	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
上 ヴ オ ル タ	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
ダ ホ メ	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
ト ー ゴ	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
象 牙 海 岸 共 和 国	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
ギ ニ ア	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
リ ベ リ ア	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
南 ア フ リ カ 共 和 国	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
マ ダ ガ ス カ ル	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
ニ カ ラ グ ア	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
ハ イ テ イ	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
エル・サ ル バ ド ル	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
バ ナ マ	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
フ イ ン ラ ン ド	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
ル ク セ ン ブ ル グ	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
シ リ ア	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
ジ ヨ ル ダ ン	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
ク ウ エ イ ト	一五、九〇〇	一三、一九九	一〇、六三一	九、一四四	七、五八四	六、四一〇	五、六〇〇	五、〇三一	四、六六八	四、一七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八

昭和三十七年三月十四日 参議院会議録第十二号 航空業務に関する日本國とベキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件外四件

一九六

イ エ メ ン	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
サ イ ブ ラ ス	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
リ ビ ア	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
テ ニ ジ ア	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
シ エ ラ ・ レ オ ・ ネ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
タ ン ガ ニ イ カ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
コ ス タ ・ リ カ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ホ ン デ ュ ラ ス	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
イ ス ラ エ ル	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
グ ア テ マ ラ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ア イ ス ラ ン ド	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ア イ ル ラ ン ド	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ハ ン ガ リ ー	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ル ー マ ニ ア	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ブ ル ガ リ ア	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ニ ュ ー ・ ヨ ー ク	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
シ カ ゴ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
サン ・ フ ラ ン シ ス コ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ロ ス ・ ア ン ゼ ル ス	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ホ ノ ル ル	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
サ ン ・ パ ウ ロ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
香 港	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
シ ン ガ ボ ー ル	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
カ ル カ タ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ボ ン ベ イ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五
ジ ュ ネ ー ヴ	一 九 八 〇	三 三 五 六	一 一 一 一	九 七 六	八 四 一	七 二 八	六 一 九	五 六 六	五 八 四	四 七 五	四 三 〇	三 八 八	三 四 五

在ジュー ネーヴ 国際機関日 本政府代 表部	ジ ュ ネ ー ヴ	14,000	1,333	1,173	1,008	8,244	7,218	6,264	5,616	5,184	4,753	4,310	3,886
------------------------------------	-----------------------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

1 この法律の施行の日の前において現に在外公館に勤務する外務公務員につき、改正前の別表による在勤俸の支給額(以下「旧在勤俸額」という。)が改正後の別表による在勤俸の支給額をもつるとときは、その者に対しても支給する在勤俸の支給額は、その者が在勤俸に異動を生じることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤俸額とする。

2 在ニカラグア、在ハイチ、在エル・サルバドル、在パナマ、在フィンランド、在ルクセンブルグ、在ジョルダン、在リビア及び在テュニジアの各日本国公使館、在ブレトリア及び在ダマスカスの各日本領事館並びに在ダッカ日本領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館 の種類	所在國 又は所在地	別 号	公使										
			一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号
公使館													
ニ カ ラ グ ア	二 千 六 百 元	11,088	9,648	8,366	6,944	5,508	5,088	4,656	4,236	3,816	3,486	3,166	2,846
ハ イ チ	二 千 六 百 元	11,113	9,768	8,494	7,236	6,144	5,624	5,204	4,784	4,364	3,944	3,524	3,104
エ ル ・ サ ル ・ バ ド ル	二 千 六 百 元	11,166	9,800	8,522	7,354	6,264	5,744	5,324	4,904	4,484	4,064	3,644	3,224
バ ナ マ	二 千 六 百 元	10,956	9,528	8,100	6,824	5,504	5,000	4,580	4,160	3,740	3,320	2,900	2,480
フ ィ ン ラ ン ド	二 千 六 百 元	10,986	9,556	8,128	6,852	5,532	5,012	4,592	4,172	3,752	3,332	2,912	2,492
ル ク セ ン ブル グ	二 千 六 百 元	11,256	9,672	8,200	6,904	5,584	5,164	4,744	4,324	3,904	3,484	3,064	2,644
ジ ョ ル ダ ン	二 千 六 百 元	14,000	11,976	10,488	8,560	7,272	6,000	4,720	4,340	3,960	3,580	3,200	2,820
リ ビ ア	二 千 六 百 元	14,000	10,820	9,344	7,456	6,176	4,896	4,516	4,136	3,756	3,376	2,996	2,616
テ ュ ニ ジ ア	二 千 六 百 元	14,000	11,072	9,624	7,752	6,472	5,192	4,812	4,432	4,052	3,672	3,292	2,912
ダ マ ス カ ス	二 千 六 百 元	14,000	10,820	9,344	7,456	6,176	4,896	4,516	4,136	3,756	3,376	2,996	2,616
領事館													
ダ マ ス カ ス	二 千 六 百 元	11,110	9,800	8,100	6,824	5,504	5,000	4,580	4,160	3,740	3,320	2,900	2,480
ダ マ ス カ ス	二 千 六 百 元	11,110	9,800	8,100	6,824	5,504	5,000	4,580	4,160	3,740	3,320	2,900	2,480
ダ マ ス カ ス	二 千 六 百 元	11,110	9,800	8,100	6,824	5,504	5,000	4,580	4,160	3,740	3,320	2,900	2,480
ダ マ ス カ ス	二 千 六 百 元	11,110	9,800	8,100	6,824	5,504	5,000	4,580	4,160	3,740	3,320	2,900	2,480

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

4 在ジュー
ネーヴ
国際機関日
本政府代
表部に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、昭和三十七年九月三十日までの間は、次の表に定めるところによる。

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

5 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「イエメン」

連邦 二二二〇〇 一〇・四〇〇 九二四〇〇 七三九〇〇 六四七〇〇 五五五〇〇 四八五〇〇 四一六〇〇 三五七〇〇 三〇〇〇〇 二五〇〇〇 二三〇〇〇

三一〇〇〇 一六〇〇〇 一六〇〇〇

二〇三〇〇 を削る。

6 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

「青柳秀夫君登壇、拍手」

○青柳秀夫君 ただいま議題となりました委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

したる委約三件及び法律案二件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。委員会は三月一日質疑を終え、討論

において、羽生委員より、社会党を代表して、ソ連、フィリピン及び南回り

キスタンとの間の協定、イタリアとの間

の協定及びインドネシア共和国との間の協定について申し上げます。

これらの協定は、いずれも我が国と相手国との間にそれぞれ民間航空業務を開設することを目的とするものであります。バキスタン及びイタリアとの協定は、日本夏ごろに予定しております南回り欧洲線の開設に備えるものであります。

審議におきましては、特にフィリピンとの間に航空協定が締結せられていない理由、ソ連との航空協定交渉上の問題点、国際航空業務は過当競争の傾向にあると思われるが、日本航空の発

展をはかる上での問題点及び今後の拡充計画、オランダ航空による西イリア

ン向の軍人輸送の問題等につき熱心な議論によって御承知願いたいと存じます。

員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、現行の在勤俸は、十年前に制定されたまま据え置かれ、この間、世界的に物価、生活条件の変動も

あり、実情に沿わず、在外職員の生活及び活動上不合理な点が著しくなった

ので、待遇を改善し、職責の遂行に遺憾ながらしめようとするものであります。

これらの両法案につきましては、特に大使館の新設または昇格の基準、在外職員子弟の教育問題、一般職員の生

活状態及び住宅問題、改正支給額をもつて三件を承認すべきものと決定いたしました。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案は、

わが国外在公館の整備強化をはかるたため、クエイトなど中近東及びアフリカの新興独立国四カ国に大使館を新設し、また既設のニカラグア等十公使館及びダマスカス総領事館をそれぞれ大使館に昇格するほか、ダッカ領事館を

準備するものであります。

審議におきましては、特にフィリピンとの間に航空協定が締結せられていない理由、ソ連との航空協定交渉上の問題点、国際航空業務は過当競争の傾向にあると思われるが、日本航空の発

展をはかる上での問題点及び今後の拡

充計画、オランダ航空による西イリア

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、航空業務に関する日本国とバキスタンとの間の協定の締結について

承認を求めるの件、航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び航空業

務に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件全部を問題に供します。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて原案は可決せられました。

次に、総領事館のニカラグア等十公使館及びダマスカス総領事館をそれぞれ大使館に昇格するほか、ダッカ領事館を

準備するものであります。

審議におきましては、特にフィリ

ピンとの間に航空協定が締結せられていない理由、ソ連との航空協定交渉上の問題点、国際航空業務は過当競争の傾向にあると思われるが、日本航空の発

展をはかる上での問題点及び今後の拡

充計画、オランダ航空による西イリア

部を改正する法律案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九、警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

日程第十、銃砲刀劍類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、日程第十一、公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案、

日程第十二、昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

日程第十三、實業營業法及び古物營業法の一部を改正する法律案(内閣提出)、

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

審査報告書

警察法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月一日

委員長 地方行政 小林 武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の道路交通の実情にかんがみ、これに対処するため、警察官に新たに交通局を設置するとともに警察官の定員を一九名増員して警察官一、〇二三一名、事務官、技官等六、七五三名、計七、七七六名にしようとするもので妥当なものと認められると。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費は、約七百八十二万円で、昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、現下の道路交通の実情にかんがみ、当面緊要の措置として左

記事項の実現を図り、交通対策上遺憾なきを期すべきである。

一、道路交通に関する強力な総合行政の実現を図るために、交通関係行政を一元化する有効適切な措置を講ずること。

一、交通事故の充実強化の要あるが、当面の措置として警察職員の配置転換により交通担当警察官の増強を図ること。

一、事故防止及び交通の円滑の徹底を期するため、道路安全諸施設の充実及び道路環境の整備を図ること。

一、広く国民各層にわたる運動を強力に推進して社会教育の徹底、交通知識の普及徹底を期すること。

右決議する。

警察法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月二十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

委員長 地方行政 小林 武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、暴力犯罪の防止のための総合的施策の一環として、銃砲刀剣類等による犯罪予防のため、〔飛出しナイフ所持の規制の〕に改正する。

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正す

第十九条中「五局」を「六局」に、「保安局」を「交通局」に改める。

第二十三条の二第四号を削り、同条の次に次の二条を加える。

(交通局の所掌事務)

第二十五条第一項中「七千七百五十七人」を「七千七百七十六人」に、「十九人」を「千一十三人」に改める。

第三十五条第一項第三号中「所持する装置を有する飛出しナイフ(刃渡り五・五センチメートル以下に自動的に開刃する装置)を有するナイフをいふ。」を「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ(刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帶び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対しても六十度以上の角度で交わるもの)を除く。」に改める。

第三条第一項第三号中「所持する場合」を「当該許可を受けた者が所持する場合」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第十条の二第一項の規定による銃砲の保管の委託を受けた者がその委託に係る銃砲を同会に提出する。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月八日

委員長 地方行政 小林 武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、暴力犯罪の防止のための総合的施策の一環として、銃砲刀剣類等による犯罪予防のため、〔飛出しナイフ所持の規制の〕に改正する。

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正す

強化、〔銃砲刀剣類の所持許可の手続及び基準に関する規定の整理並びに携帯禁止の刀物の範囲の拡大、(四)警察官が危害予防のため行なう銃砲刀剣類の任意調査及び時保管の権限、等について規定するとともに、オリンピック東京大会に對処するため、国際的な規模で開催される運動競技会の射撃競技用けん銃の所持を認めることとを整備すること等を主な内容とするものであつて、おおむね妥当なものと認められる。

第二条第二項中「刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ(四十度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいふ。)」を「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ(刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帶び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対しても六十度以上の角度で交わるもの)を除く。」に改める。

第三条第一項第三号中「所持する場合」を「当該許可を受けた者が所持する場合」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第十条の二第一項の規定による銃砲の保管の委託を受けた者がその委託に係る銃砲を同会に提出する。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年一月三十日

委員長 内閣総理大臣 池田 勇人

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、暴力犯罪の防止のための総合的施策の一環として、銃砲刀剣類等による犯罪予防のため、〔飛出しナイフ所持の規制の〕に改正する。

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正す

第一条第二項中「刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ(四十度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいふ。)」を「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ(刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帶び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対しても六十度以上の角度で交わるもの)を除く。」に改める。

第二条第二項中「刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ(四十度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいふ。)」を「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ(刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帶び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対しても六十度以上の角度で交わるもの)を除く。」に改める。

第三条第一項第三号中「所持する場合」を「当該許可を受けた者が所持する場合」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第十条の二第一項の規定による銃砲の保管の委託を受けた者がその委託に係る銃砲を同会に提出する。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月八日

委員長 内閣総理大臣 池田 勇人

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、暴力犯罪の防止のための総合的施策の一環として、銃砲刀剣類等による犯罪予防のため、〔飛出しナイフ所持の規制の〕に改正する。

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正す

一 特別、有害鳥獣駆除、と殺人救助、漁業又は建設業の用途に供するため必要な銃砲又は刀劍類を所持しようとする者

二 政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとする者

三 國際的な規模で開催される政令で定める運動競技会のけん銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該けん銃射撃競技の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとするもの

四 國際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に從事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技の出発合団の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとするもの

五 祭礼等の年中行事に用いる刀劍類その他の刀劍類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による許可を受けたことになつた場合においては、その所持することになつた日から起算して十四日以内に、総理府令で定めるところにより、その所持す

ることとなつた銃砲又は刀劍類が當該許可に係る銃砲又は刀劍類であるかどうかについて、住所地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

3 第一項第三号に規定する政令で定める者が行なう推薦は、國家公安委員会が定める数の範囲内において行なうものとする。

4 第一項第三号に掲げる銃砲の所持の許可是、政令で定めるところにより、期間を定めて行なうものとする。

第五条第一項第一号を次のよう改める。

一 十八歳に満たない者（空氣銃の所持の許可を受けようとする者で、政令で定めるところにより、政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳に満たない者）

第五条第六号中「人の生命」を「他人の生命」に改める。

3 都道府県公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者に第一項第六号に該当する同居者に第一項第六号に該当する同居の親族（配偶者については、婚姻届出をしていないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）がある場合において、その同居の親族が当該許可の申請に係る銃砲又は刀劍類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められる者であるときは、許可をしないことができる。

第六条第一項第六号中「人の生命」を「他人の生命」に改める。

3 第九条の二 都道府県公安委員会は、銃砲で射撃を行なう施設のうち、その位置及び構造設備がその射撃を行なう銃砲の種類ことに総理府令で定める基準に適合し、かつ、当該施設を管理する者及びその管理の方法が総理府令で定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者（以下の条において「設置者等」という。）の申請に基づき、当該種類の銃砲に係る指定射撃場として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、指定期場について、第一項の総理府令で定める基準に適合しているかどうかを調査する必要があると認めることは、警察官に立ち入り、検

査させ、若しくは關係者に質問させ、又は当該指定射撃場の設置者等に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

六 許可を受けた者が第四条第一項第三号若しくは第四号の政令で定める者からその推薦を取り消された場合又は空氣銃の所持の許可を受けた者で十八歳に満たないものが第五条第一項第一号の政令で定める者からその推薦を取り消された場合により、第五条第一項中第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の二号を加える。

一 許可を受けた者が許可を受けた日から起算して三月以内に当該許可に係る銃砲又は刀劍類を所持することとならなかつた場合

第九条の次に次の二条を加える。

（射撃場の指定等）

第九条の二 都道府県公安委員会は、銃砲で射撃を行なう施設のうち、その位置及び構造設備がその射撃を行なう銃砲の種類ことに総理府令で定める基準に適合し、かつ、当該施設を管理する者及びその管理の方法が総理府令で定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者（以下の条において「設置者等」という。）の申請に基づき、当該種類の銃砲に係る指定射撃場として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、許可を受けた銃砲又は刀劍類を所持する者について第五条第三項に規定する事情が生じた場合においては、その許可を取り消すことができる。

3 都道府県公安委員会は、前項の規定による射撃場の設置に係る申請に係る銃砲の保管の状況について、同項の規定により銃砲を保管する者に対し、必要な報告を求めることができる。

第十一條第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、第四項中「第二項」を「第三項」に、「許可が取り消された者からの譲渡、贈与、返還等により新たに所持の許可を受けようとする者」を「許可が取り消された者から譲渡、贈与、返還等を受けて当該銃砲又は刀劍類について所持の許可を受けた者」に改め、「申請をしたときは」の下に「都道府県公安委員会は」を加え、「返還することができる。」を「返還するものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号の一」を「第一項各号の一又は前項」に、「人の生命」を「他人の生命」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号の一」を「第一項各号の一又は前項」に、「人の生命」を「他人の生命」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

（銃砲の保管の委託等）

第十一条の二 第四条第一項第三号に掲げる銃砲の所持の許可を受けた者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る銃砲の保管を委託しなければならない。

2 前項の規定により保管の委託を受けた者は、総理府令で定める者に当該許可に係る銃砲の保管を委託しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の規定による銃砲の保管の状況について、同項の規定により銃砲を保管する者に対し、必要な報告を求めることができる。

（譲渡の制限）

第二十二条の二 武器等製造事業者若しくは鋼鐵等販売事業者又は鈴銅等製造事業者若しくは捕撃用標識銃等販売事業者は、譲受人が第三条第一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当

昭和二十七年三月十四日 参議院会議録第十二号 警察法の一部を改正する法律案外四件

することを確認した場合又は譲受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、銃砲又は刀剣類（第三条第一項第四号に掲げるものを除く。）を譲り渡してはならない。

第二十二条の見出しを「刀体の長さが六センチメートルをとえる刃物の携帯の禁止」に改め、同条中「あくちに類似する刃物」を「警視府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをとえる刃物」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、総理府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（銃砲刀剣類等の一時保管等）

第二十四条の二 警察官は、銃砲、刀剣類又は第二十二条に規定する刃物（以下この条において「銃砲刀剣類等」という。）を携帯し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な举动その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等を開示させて調べることができるものである。

2 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、その危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管することができる。

3 前条第三項の規定は、警察官が前二項の規定により職務を行なう場合について準用する。

4 第一项及び第二項に規定する警察官の権限は、銃砲刀剣類等による危害を予防するため必要な最小の限度において用いるべきであつて、いやしくもその乱用にわたるようなことがあつてはならない。

5 警察官は、第二項の規定により一時保管した場合には、すみやかに、その一時保管に係る銃砲刀剣類等を一時保管した場所を管轄する警察署長（以下この条において「所轄警察署長」という。）に引き継がなければならない。この場合において、所轄警察署長は、当該銃砲刀剣類等を一時保管しなければならない。

6 所轄警察署長は、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日以内に（当該所轄警察署長が一時保管を始めた日から起算して五日以内に（当該所轄警察署長が一時保管する期間内であつても、一時保管する必要がなくなつた場合にあつては、直ちに）一時保管に係る銃砲刀剣類等を本人（当該銃砲刀剣類等について本人に対し返還請求権を有することが明らかな者がある場合においては、その者）に返還するものとする。

7 所轄警察署長は、一時保管に係る銃砲刀剣類等が、第三条第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類を所持することが禁止されている場合（当該銃砲又は刀剣類が、本人以外の者の所有に係り、かつ、その者が第二十七条第二項各号の一に該当する場合を除く。）においては、前項の規定にかかるらず、この限りで所轄警察署長は、前項各号の一に掲げる」を「前二項を受けていた者」の下に「又はその者から当該銃砲若しくは刀剣類の譲渡、贈与、返還等を受けた者」を加え、第六項とし、同条第四項中「所持（前項各号の一に掲げる」を「前二項に規定する」に改め、同項を同条第五項に次に二号を加える。

8 第一条第六項及び第七項の規定は、前項の銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第六項中「許可が取り消された日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置したものとす。

9 所轄警察署長は、第六項本文に規定する者所在が明らかでない場合においては、總理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、第一項又は第二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀剣類をその者に返還するものとする。

10 所轄警察署長は、第六項本文に規定する者所在が明らかでない場合においては、總理府令で定めた日から起算して五日を経過しても当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、總理府令で定めた日から起算して六月を経過してもなお当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、その銃砲刀剣類等の所有権は、政令で定するものとする。ただし、本人に

返還することが危害防止のため不適当であると認められる場合においては、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができる。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、第二項及び第五項の規定により当該銃砲又は刀剣類を所持することが禁止されている場合（当該銃砲又は刀剣類が、本人以外の者の所有に係り、かつ、その者が第二十七条第二項各号の一に該当する場合を除く。）に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項とし、同条第七項を「第四条第二項、第七条第二項」を「第四条第二項、第七条第二項」に改め、同号の次に次二号を加える。

二 第二十二条の二の規定に違反した者

第三十五条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第七条第二項」を「第四条第二項、第七条第二項」に改め、同号の次に次二号を加える。

四条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けているものは、その者が十八歳に達するまでの間は、この法律による改正後の銃砲刀剣類等所持取締法(以下「新法」といふ)第四条第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類について許可を受けた者とみなす。

この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請をしている者に対する年齢に関する許可の基準の規定について、新法第五条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお前項の例による。

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

昭和三十七年三月十四日 参議院会議録第十二号 警察法の一部を改正する法律案外四件

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律

(公営企業金融公庫法の一部改正)
第一条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「二十億円」を「二十四億円」に改める。

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)
第二条 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二(第五項及び第十条の一部)を次のように改正する。

三第二項中「二億六千万円」を「三億二千万円」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月二日

衆議院議長 清瀬 一郎

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

昭和三十六年法律第八十九号の一部を改正する法律案

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税について、当該年度分に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一年号)第六条第二項の額から当該年度分として各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額に九十四分の百を乗じて得た額を控除した額を限度とし、当該限度以内の額を昭和三十六年度内に交付しないで、これを同項の当該年度の前年度以前の地方交付税まだ交付していない額として、昭和三十七年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

昭和三十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月二日

衆議院議長 清瀬 一郎

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月二日

衆議院議長 清瀬 一郎

右

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

昭和三十七年三月二日

衆議院議長 清瀬 一郎

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

質屋営業法(昭和二十五年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下同じ」を「第二十二条を除き、以下同じ」に改める。

第八条第一項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第三十三条第一項第一号中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改め、「第十八条第二項」を削る。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条 古物営業法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

第十一条第一項第一号中「許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

右

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

昭和三十七年三月二日

衆議院議長 清瀬 一郎

第十八条に次の二項を加える。

質屋が前項の命令で定める方

法により相手方が受取權者であることを確認して質物を返還し

たときは、正当な返還をしたものとみなす。ただし、受取權者であることを確認したことについて

過失がある場合は、この限りでない。

第二十五条第一項第五号を削る。

第三十三條第一項第一号中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改め、「第十八条第二項」を削る。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条 古物営業法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

右

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

昭和三十七年三月二日

衆議院議長 清瀬 一郎

第十八条に次の二項を加える。

質屋が前項の命令で定める方

法により相手方が受取權者であることを確認して質物を返還し

たときは、正当な返還をしたものとみなす。ただし、受取權者であることを確認したことについて

過失がある場合は、この限りでない。

第二十五条第一項第五号を削る。

第三十三條第一項第一号中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改め、「第十八条第二項」を削る。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条 古物営業法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

第一条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

〔古物営業法の一部改正〕

右

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

昭和三十七年三月二日

衆議院議長 清瀬 一郎

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過規定)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の質屋営業法第二十五条第一項若しくは第二項又はこの法律による改正前の古物営業法第二十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により都道府県公安委員会がした質屋営業又は古物商若しくは市場主の営業若しくはせり充の停止処分は、この法律の施行後も、当該停止期間の満了する日までの間は、なお、その効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前例による。

(公益質屋法の一部改正)

4 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第十八条第二項」の下に「及第三項」を加える。第十九条第一号中「、第十八条第二項」を削る。

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君 ただいま議題となりました五法律案について、地方行政委員会は、

会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、警察法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の要旨は、最近における道路交通の実情にかんがみ、この際、警察局に交通警察を専門に所掌する交通局を設け、交通警察事務の率的的な運営をはかるとともに、警察厅における諸般の事務の増加に対処するために、その職員の定員を改正して十九人を増員し、うち六人はこれを交通関係事務に充てるといふものであります。

地方行政委員会におきましては、二月一日、安井国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、本法案に関連して、現下さいよ重複化しつつある都市交通問題を広く取り上げ、多くの問題点について政府当局との間にきわめて熱心に質疑応答を重ねて、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

月一日前、安井国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、本法案に関連して、現下さいよ重複化しつつある都市交通問題を広く取り上げ、多くの問題点について政府当局との間にきわめて熱心に質疑応答を重ねて、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

一、交通事故及び交通の円滑の徹底を期するため、道路安全諸施設の充実及び道路環境の整備を図ること。

二、広く国民各層にわたる運動を強

力に推進して社会教育の徹底、交

通道德の昂揚を図るとともに交通

知識の普及徹底を期すること。

右決議する。

というものです。

かくて採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、附帯決議案について採決の結果、これまた全会一致をもつて、これを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

主党を代表して、本法案に対し、また附帯決議案に対し、ともに賛成の旨を述べられました。秋山君提出の附帯決議案は、

附帯決議(案)

政府は、現下の道路交通の実情にかんがみ、当面緊要の措置として左記事項の実現を図り、交通対策上遺憾なきを期すべきである。

一、道路交通に関する強力な総合行政を一元化する有効適切な措置を講ずること。

一、交通警察の充実強化の要あるが、当面の措置として警察職員の配置転換により交通担当警察官の増強を図ること。

本法案は、最近における銃砲刀剣類等による犯罪の増加の傾向にかんがみ、銃砲刀剣類等の所持や携帯の規制に関する規定を整備するとともに、警察官の行なう取締りの権限等について規定の明確化をはかるといふものであります。

設規定は、たぶんに強制的要素が認められ、乱用のおそれもあり、ことにその憲法上の疑義は重大である旨を述べられました。

かくて採決の結果、本法案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、公営企業金融公庫法について、地方公共団体の公営企業の発展を期し、公営企業金融公庫の業務運営の基礎を充実するために、同公庫に対し三億円を追加出資して、現在の資本金二十一億円を二十四億円に改めるとともに、奄美群島復興特別措置法について、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金として、政府出資二億六千円を三億二千万円に増額しようとするものであります。

地方行政委員会におきましては、安井国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、公庫事務処理の状況、地方公社、公團あるいは病院、交通の赤字会計、地方共済の積立金運用との関係等について政府当局と質疑応答を重ね、慎重に審査いたしました。その詳細は会議録で御承知願います。

かくて採決の結果、本法案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、この法律制定後における別の発言もなく、採決の結果、本法案

は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案について申し上げます。

本法案の要旨は、昭和三十六年度分の地方交付税については、特例措置として、その総額から昭和三十六年度分の普通交付税の額及びこれに対応する特別交付税の額を控除した額を昭和三十七年度に繰り越すことができるものと定めます。

七年度に繰り越すことができるものと定めます。

この特例措置により明年度へ繰り越して分配する額は、九十八億円余となる計算であります。

委員会におきましては、安井国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、繰り越しの理由、税外負担、単独事業との関係等について政府当局と質疑応答を重ねましたが、その詳細は会議録をごらん願いたいと思います。

かくて三月八日、質疑を終局し、十日、討論に入りましたところ、格別の発言もなく、採決の結果、本法案は多數をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、この法律制定後における社会的経済的諸事情の推移にかんが

み、これらの営業の実態に即応するよう営業に関する規制の合理化をはかるため、

まず、質屋営業法について、一、質屋が同種の物を取り扱う営業者から善意で質に取った物品が、盗品または遺失物であった場合における被害者または遺失主の無償回復請求権の対象から

有価証券を除外し、二、質屋営業の許可証の更新に関する規定を削除し、

三、質置主が物品を取り扱う営業者であり、かつ、その質に入れようとする

場合には、質屋はその物品の流質期限を一ヶ月まで短縮できるものとし、

古物営業法について、古物商及び市場主の許可証について、質屋の場合と同様に、その更新に関する規定を削除する等の改正を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、安井国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、政

府との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録をごらん願いたいと思いま

す。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、「警察法」の一部を改正する法律案及び「質屋営業法及び古物営業法」の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、「銃砲刀剣類等所持取締法」の一部を改正する法律案及び「昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案」全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月一日

通信委員長 安部 清美

参議院議長 松野鶴平殿

所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。速

信委員長 安部清美君。

審査報告書

郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所に関する法律の一部を改

正する法律案

要領書

さばき所に関する法律の一部を改

正する法律案

案(内閣提出、衆議院送付)を議題とい

ます。

まず、委員長の報告を求めます。速

信委員長 安部清美君。

まず、「警察法」の一部を改正する法律案及び「質屋営業法及び古物営業法」の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

本法施行により六千三百余万円の支出増が見込まれる。

二、費用

郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所に関する法律の一部を改

正する法律案

十三日、討論に入りましたところ、格別の発言もなく、採決の結果、本法案をもつて原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

本法案は、この法律制定後における社会的経済的諸事情の推移にかんが

保険会社が船舶保険料率について共同行為をすることができるることとしよるとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は最近におけるしよ、う脳専売事業の実情にかんがみ、しよ、う脳専売法を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため、昭和三十七年度予算において五億六千万円の交付金が計上されている。

三、公社は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の申請書の提出期限を延期することができる。

四、前三項に規定するもののほか、第一項の交付金の額の算定の基準及びその交付の方法その他当該交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

五、(旧法の違反事件に係る経過規定)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六、(日本専売公社法の一部改正)

第五条 旧法の違反事件については、旧法第二十八条の規定は、な

七、(日本専売公社法の一部改正)

この法律は、公布の日から施行する。

八、(日本専売公社法の一部改正)

しよ、う脳専売法を廃止する法律案

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月八日

大蔵委員長 横橋 小虎

参議院議長 松野鶴平殿

しよ、う脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）は、廃止する。

（交付金の交付）

第六条 公社は、昭和三十七年度に

おいて、旧法第七条第一項又は第

二項の割当てに基づいて昭和三十

四月一日から施行する。

四号まで及び第六号中「、塩、粗

製しよ、う脳及びしよ、う脳原油」を

「及び塩」に改め 同項第七号中

「しよ、う脳専売法」を削る。

「しよ、う脳の三勘定」を「及び塩の

二勘定」に改める。

「しよ、う脳専売法」を削る。

「しよ、う脳専売法第五十五条第一項」を「又は塩専売法第五十五条第一項」に改める。

「塩専売法第五十五条第一項又

はしよ、う脳専売法第二十八条第一

項」を「又は塩専売法第五十五条第一項」に改める。

「塩専賣法及びしよ、う脳専賣法」を「及

び塩専賣法」に改める。

（日本専賣公社法の一部改正に伴

り経過規定）

第八条 公社は、前条の規定による

改正後の日本専賣公社法の規定に

かかるわらず、附則第六条第一項の

交付金の交付に関する業務のは

か、施行日から一年以内で政令で

定める日までは、粗製しよ、う脳等

に係る買入れ、販売その他の政令

で定める業務を行なうことができ

る。

2 公社は、施行日以後に粗製しよ、う脳等を販売する場合において、その買受人がその代金を一時に支

払うことが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、確実な担保を徵し、四月以内の延納の特約をすることができ

3

昭和三十七年度における公社の損益計算は、前条の規定による改

正後の日本専売公社法第四十三条の十一の規定にかかるわらび、たばこ、塩及びより脳の三勘定に区分して、その損益を明らかにするものとする。

4 旧法第二十八条第一項（附則第

五条の規定によりなぞの効力を有するものとされる旧法第二十八

条第一項を含む）において準用す

る國税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定に基づく通告の処分により納付される金錢

及び物品については、前条の規定による改正後の日本専売公社法第四十三条の二十四の規定の例によ

る。

（大蔵省設置法の一部改正）

第九条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第一百四十四号）の一部を次

のように改正する。

第十七条第一項の表中専売事業審議会の項の次に次のように加え

る。

臨時しよ う脳事業 審議会	大蔵大臣の諸間に 応じて、粗製しよ う脳に係る専売事 業の廃止に伴う經 過措置について調 査審議し、並びに これに關し必要と 認められる事項につ いて大蔵大臣に意見 を述べること。
---------------------	---

昭和三十七年三月八日

大蔵委員長 棚橋 小虎

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、税關行政の円滑なる遂行を図るため、神戸税關姫路出張所を税關支署とするとともに、國

有財産の円滑なる管理処分を遂行するため、中國財務局岡山財務部に倉敷出張所を設置しようとするものであつて、適當な措置と認め

る。

附則第四項中「昭和三十八年三月三十日まで」を「昭和三十八年三月三十日まで、臨時しよう脳事業審議会は昭和三十七年九月三十日まで」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一

部を次のように改正する。

第四条第二項中「かん水、粗製しよう脳及びより脳油」を「及

びかん水」に改める。

第十二条第一項第一号中「ゴム、」を「より脳、ゴム、」に改め、同項第三号中「及び粗製しよう脳」を削る。

（大蔵省設置法の一部改正）

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、税關支署及び財務部出張所の設置に関する承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月二十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

規定期に基づき、税關支署及び財務部出張所の設置に関する承認を求める件

を求める件

別紙

一 新設する税關の支署

所轄税關	税關支署	位 置	管 輯	区 域
神戸	兵庫県のうち	兵庫市	西脇市 高砂市 加古川市	小野市 西脇市 高砂市 加古川市 相生市
姫路	姫路市	姫路市	赤穂市 印南郡 加古郡	赤穂市 印南郡 加古郡 加東郡
岡山	倉敷	倉敷市	加西郡 多可郡 神崎郡 飾磨郡	加西郡 多可郡 神崎郡 飾磨郡
中国		倉敷市	赤穂郡 赤穂郡	赤穂郡 赤穂郡

二 新設する財務部の出張所

所轄財務	部名	出張所名	位 置	管 輯	区 域
神戸	出張所	出張所	兵庫県のうち	兵庫市	西脇市 高砂市 加古川市
岡山			赤穂市 印南郡 加古郡	赤穂市 印南郡 加古郡 加東郡	
中国			加西郡 多可郡 神崎郡 飾磨郡	加西郡 多可郡 神崎郡 飾磨郡	
			赤穂郡 赤穂郡	赤穂郡 赤穂郡	

備考

一 廃止する税關の出張所

所轄税關	出 張 所 名	位 置
神戸	神戸税關姫路出張所	姫路市
北海道	室蘭	室蘭市
中国	江津	江津市

神戸税關姫路出張所を税關支署とするとともに、中國財務局岡山財務部に倉敷出張所を設置する必要がある。別紙のとおりその設置について、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

○上林忠次君　たゞいま議題となりました三法律案外一件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の外国貿易の実情にかんがみ、水島港を開港し、鹿児島空港を税關空港に、それぞれ指定しようとするものであります。すなわち、水島港につきましては、昨年来貿易実績が急激に増加し、その貿易額は百億円を越えており、入出港隻数も百三十隻をこえることとし、また、鹿児島空港につきましては、昨年九月に沖縄との定期航空路が開設され、外國貿易に使用されることになりましたので、同空港を税關としては、昨年九月に沖縄との定期航空路に指定することとしたものであります。

委員会においては、開港の基準、税關職員の定員増問題、密貿易の実情、開港指定期を要望している秋田港等の現況、アメリカ軍、韓国軍等が入港する場合の税關検査の実情等について審議がなされたのであります。その詳細は会議録により御承知を願いたいと思います。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員より、本案は一

「上林忠次君登壇、拍手」

見簡単な法案のように見えるが、鹿児島空港の例をとつてみても、今後萬國

めのこまかい料率を実施しようとするものであります。

ものであります。このよろづ事情にあります。

会議録によつて御承知願いたいと存じます。

○上林忠次君　たゞいま議題となりました三法律案外一件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の外国貿易の実情にかんがみ、水島港を開港し、鹿児島空港を税關空港に、それぞれ指定しようと

するものであります。すなわち、水島

軍が沖縄へ行く足場として利用する可

能性が生じてくることが予想され、そ

の裏面には種々な問題を含んでいます。反対するとの意見が述べられ、採

決の結果、多數をもつて原案どおり可

決すべきものと決定いたしました。

次に、保険業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の保険業法では、海上保険事業

について、事業者間の共同行為を原則的に禁制法の適用除外としております

が、船舶保険の料率に関する共同行為

については、昭和二十六年の改正当

色がないので、同港を開港に指定する

こととし、また、鹿児島空港につきま

しては、昨年九月に沖縄との定期航空

路が開設され、外國貿易に使用される

ことになりましたので、同空港を税關

将來性について他の開港に比して遙

に及ぶる結果を示すに至り、港湾設備及びその

実績を示すに至り、港湾設備及びその

高騰を招くものと考えられたこと、

理由から、禁制法の適用除外とはされ

ず、その料率は損害保険料率算定会が

算出し、大蔵大臣の認可を得たものが

適用されております。しかしながら、

算出されたものであります。台湾を

喪失した後は、国内の生産額は少額と

なり、また合成ショウノウ等各種代替

品の出現により、特にショウノウを專

売制度のもとに置く必要も失われ、先

は粗製ショウノウ等の買い入れ、販売

等の業務を行なうことができる

なり、まだ合成ショウノウ等各種代替

品による財政収入を確保するため、内

地におけるショウノウの需給の調整と

価格の安定をはかることを目的として

制定されたものであります。台湾を

喪失した後は、国内の生産額は少額と

なり、また合成ショウノウ等各種代替

品の出現により、特にショウノウを專

売制度のもとに置く必要も失われ、先

は粗製ショウノウ等の買い入れ、販売

算出され、大蔵大臣の認可を得たものが

適用されております。しかしながら、

算出されたものであります。

開港指定期を要望している秋田港等の現

況、アメリカ軍、韓国軍等が入港する

場合の税關検査の実情等について審議

がなされたのであります。その詳細は会議録により御承知を願いたいと思

います。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員より、本案は一

般の専売制度調査会においても、その制度は廃止すべきであるとの答申がな

されました。

シヨウノウ専売制度の廃止すべき

理由から、独禁法の適用除外とはされ

ず、その料率は損害保険料率算定会が

算出され、大蔵大臣の認可を得たものが

適用されております。しかしながら、

算出されたものであります。

シヨウノウ専売制度の廃止すべき

理由から、独禁法の適用除外とはされ

ず、その料率は損害保険料率算定会が

算出され、大蔵大臣の認可を得たものが

適用されております。しかしながら、

算出されたものであります。

シヨウノウ専売制度の廃止すべき

理由から、独禁法の適用除外とはされ

ず、その料率は損害保険料率算定会が

算出され、大蔵大臣の認可を得たものが

適用されております。しかしながら、

算出されたものであります。

シヨウノウ専売制度の廃止すべき

理由から、独禁法の適用除外とはされ

ず、その料率は損害保険料率算定会が

算出され、大蔵大臣の認可を得たものが

適用されております。しかしながら、

シヨウノウ専売制度の廃止すべき

理由から、独禁法の適用除外とはされ</

部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって三案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求める件全部を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本件は承認することに決しました。

(号外)

官報

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え

て、報告する。

昭和三十七年三月八日

商工委員長 武藤 常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)商工組合中央金庫法を改正し、商工組合中央金庫に対する政府出資を昭和三十七年度において二十億円増加するは

か、商工債券の市中消化の促進を図るため商工債券担保の短期貸しき付等を実施するとともに、新たに、輸出組合等を同金庫の所属資格団体として追加すること。(二)中小企業信用保険公庫法を改正し、中小企業信用保険公庫に対する政府出資を昭和三十七年度において二十五億円増加し、これを同公庫の融資基金に充て、信用保証協会に対する融資業務を拡充するほか、同公庫の理事を一人増加するとともに、理事長の名称を總裁に改めること。内容とするものであつて、中小企業に対する金融の現状等にかんがみ、妥当な措置す。商工委員長武藤常介君。

○議長(松野鶴平君) 日程第十九、商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長武藤常介君。

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案

審査報告書

二、費用
本法施行のため必要な費用とし

て、昭和三十七年度特別会計予算

第六条ノ七 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億円増加シ之ヲ二

中産業投資特別会計予算に商工組合中央金庫出資金二十億円が、また、昭和三十七年度一般会計予算に中小企業信用保険公庫出資金二十五億円が、それぞれ計上されて

いる。

千万口ニ分子一口ノ金額ヲ百円トス

第七条第一項第七号中「貿易連合」を「輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第八条ノ六の次に次の一条を加える。

〔四十五億円〕に改める。

第八条第一項中「二十億円」を

「四十五億円」に改める。

第四条第一項中「二十億円」を

「四十五億円」に改める。

第八条ノ七 政府ハ第六条ノ七ノ

規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為ニ

十億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第二十七条第一項ただし書中「又ハ貿易連合」を「輸出組合

輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第二十八条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を「輸出組合、輸入組合、輸出入組合若ハ貿易連合」に改める。

第二十九条第一項第二号中「銀行」の下に「其ノ他ノ金融機関」を加え、同項第三号中「又ハ貿易連合」を「輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第三十条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を「輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に、

同項第四号中「若ハ貿易連合」を

「輸出組合、輸入組合、輸出入組合若ハ貿易連合」に改め、同項に

次の二号を加える。

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（中小企業信用保険公庫法の一部改正に伴う経過規定）

2 この法律の施行の際中小企業信

用保険公庫(以下「公庫」という。)の理事長である者は、その際改正後の中企信保公庫法(以下「新法」という。)第十一条第一項の規定により公庫の總裁として任命されたものとみなす。

（中小企業信用保険公庫法の一部改正に伴う経過規定）

3 前項に規定する公庫の總裁の任

期は、新法第十二条第一項の規定にかかるわらず、同項の任期からそ

（中小企業信用保険公庫法の一部改正）

第二条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十億円」を

「四十五億円」に改める。

第五条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第六条第二項中「二十億円」を「四十五億円」に改める。

第九条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第二十二条第二項中「二十億円」を「四十五億円」に改める。

第二十三条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第二十四条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第二十五条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第二十六条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第二十七条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第二十八条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第二十九条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第三十条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第三十一条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

第三十二条第一項及び第二項、第十

条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「總裁」に改める。

の者が公庫の理事長として在任し
た期間を控除した期間とする。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十七年三月八日

商工委員長 武藤 常介

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、小企業者（従業員
数五人以下の会社及び個人、事業
協同小組合等）を対象として、付
保限度額を二十万円とする小口保
険制度を創設しようとするもので
あつて、小企業者に対する金融の
円滑化に資するため、妥当な措置
と認めた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要
しない。

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十七年二月二十二日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案

中小企業信用保険法（昭和二十五
年法律第二百六十四号）の一部を次
のようにより改正する。

第二条に次の二項を加える。

この法律において「小企業者」と
は、次に掲げるものをいう。
一、常時使用する従業員の数が五
人（商業又はサービス業を主た
る事業とする事業者については、
は、二人）以下の会社及び個人
であつて、特定事業を行なうも
の、
二、事業協同小組合であつて、特
定事業を行なうもの又はその組
合員の三分の二以上が特定事業
を行なうものであるもの

三、前号に掲げる事業協同小組合
の組合員であつて、特定事業を行
なうもの（第一号に掲げるも
のを除く。）

四、医業を主たる事業とする法人
であつて、常時使用する従業員
の数が五人以下のもの（前二号
に掲げるものを除く。）

第三条第一項中「中小企業者一人」

ける審査の経過並びに結果を報告いた
します。

まず、商工組合中央金庫法等の一部
を改正する法律案について申し上げま
す。

この法案では、商工組合中央金庫法等の一部
と中小企業信用保険公庫法の二つの法
律を改正しようとするものであります
が、第一点の商工中金法の改正は、こ
の金庫に対し、来年度は政府出資を二
十億円増加するほか、商工債券の市中
合において、当該債務者たる小企
業者一人についての小口保険及び
第一種保険の保険額の合計額が
五十万円をこえることとなるとき
は、当該保証については、小口保
険及び第一種保険の保険関係は、
成立しない。

前三項に定めるもののほか、公
庫と小口保険、第一種保険又は第
二種保険のうち二以上との保険の契
約を締結している信用保証協会が
中小企業者に係る第一項に規定す
る債務の保証をしたことによる同
項の保険関係の成立に関し必要な
事項は、通商産業省令で定める。

○議長（松野鶴平君）別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

以上二法案についての報告を終わり
ます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

以上二法案についての報告を終わり
ます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）過半数と認めま
す。よつて両案は可決せられました。

りますが、その詳細は会議録に譲りた
いと存じます。

質疑を終わり、二法案を一括議題と
して討論に入りましたところ、別に發
言もなく、順次採決いたしました結
果、この二法案は、いずれも全会一致
をもつて原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

以上二法案についての報告を終わり
ます。（拍手）

昭和三十七年三月八日

(文教委員長 豊瀬 祢一
代理理事 松野鶴平殿)

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律案は、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律案を改めて、これを法律に改正を加えて、これらの法律に改正を加えて、これらを新たに修学旅行費を就学奨励費の対象とし、その費用の全部又は一部を国が支弁することにより、さらに就学の普及を図ることを内容とするものであり、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法の施行に伴う費用約二百万円が昭和三十七年度予算に計上されている。

附 帯決議

本委員会は、去る昭和二十九年に「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」(昭和二十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「第四号まで」を「第五号まで」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

に則り、幼稚部及び専攻科等に対しても支給を行ないうるよう早急に措置し、もつて特殊教育全般の振興を期すべきことを重ねて強く要望するものである。

右決議する。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十七年二月十六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改

正する法律案

知りたいと存じます。

〔豊瀬頼一君登壇、拍手〕

質疑を終局し、討論に入りましたと

審査報告書

○豊瀬頼一君 ただいま議題となりました

ころ、まず、日本社会党を代表して、千葉千代世委員より賛成意見が述べられ、次いで自由民主党を代表して、野

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

就学奨励に関する法律の一部を改正す

る法律案につきまして、文教委員会に

おける審査の経過及び結果を御報告申

し上げます。

御承知のとおり、盲、聾、養護学校への就学奨励法が制定されましたのは、昭和二十九年であります。その後数

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え

し上げます。

附帯決議を付すべき旨の動議が提出さ

れました。決議案の内容は、就学奨励

の趣旨にのつとり、幼稚部及び専攻科

に対する支給を行なつて、特殊教育全般の振興を期することを要望するもの

た、各会派を代表して、本案に対し、

本品吉委員より、本案に賛成し、ま

た、各会派を代表して、本案に対し、

て、報告する。

○講長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、荷役能力増強対策の一環として、はしけおよび引船の整備を行なわせるため、特定船舶整備公団の業務範囲を拡大する

とともに同公团業務の円滑な運営を図るため、その資本金を一億円

増額するもので、委員会は適切な措置と認める。

○講長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

要領書

昭和三十七年二月二十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

特定船舶整備公団法の一部を改正

する法律案

特定船舶整備公団法の一部を改

正する法律

特定船舶整備公団法 (昭和三十四

年法律第四十六号) の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「国内旅客船の整備につ

いて、その資金の調達が困難である

海上旅客運送事業者等に協力し、あ

わせて戦時標準型船舶を解

撤して行なう貨物船の整備及び港湾

運送用船舶の整備について」に、「海

上貨物運送事業者等」を「海上旅客運

送事業者等、海上貨物運送事業者等

又は港湾運送事業者等」に改め、「海

上運送」の下に「及び港湾運送」を加

える。

第二条に次の三項を加える。

7 この法律において「港湾運送事

業者」とは、港湾運送事業法(昭和

二十六年法律第百六十一号)第三

条第一号、第三号又は第五号に掲

げる港湾運送事業について、同法

第四条の免許を受けた者をいう。

8 この法律において「港湾運送用

船舶」とは、港湾運送事業者の事

業の用に供するはしけその他の船

舶をいう。

9 この法律において「港湾運送用

船舶貸渡業者」とは、港湾運送用

船舶の貸渡しをする事業を営む者

のをいう。

第五条中「四億円」を「五億円」に改

める。

第十三条第二号中「貨物船貸渡業

者」の下に「港湾運送事業者、港

湾運送用船舶貸渡業者」を加える。

第六号の次に次の三号を加える。

七 港湾運送事業者又は港湾運送

用船舶貸渡業者と費用を分担し

て、港湾運送用船舶を建造する

こと。

八 前号の規定により建造した港

湾運送用船舶を港湾運送事業者

又は港湾運送用船舶貸渡業者に

使用されること。

九 第七号の規定により建造した

港湾運送用船舶を港湾運送事業

者又は港湾運送用船舶貸渡業者

に譲渡すること。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月

一日から施行する。

2 改正後の第十三条及び第十九条

の規定の適用については、港湾運

送事業法の一部を改正する法律

(昭和三十四年法律第六十九号)附

則第二項の規定により、港湾運送

事業法(昭和二十六年法律第百六

十一号)第三条第一号、第三号又

は第五号に掲げる港湾運送事業を

営むことができる者は、同項の規

定により当該事業を営むことができる間、港湾運送事業者とみな

す。

〔村松久義君登壇、拍手〕

○村松久義君 ただいま議題となりました特定期船整備公団法の一部を改正する法律について、運輸委員会にお

ける審議の経過及び結果を御報告申し

上げます。

まず、この法律案の骨子を申し上げますと、その第一は、港湾における

貨物量の増大に対応する荷役能力増強

対策の一環として、特定船舶整備公団

が、港湾運送業者等との共有方式によ

り、はしけ及び引き船を新造し得るよ

うに、公団の業務範囲を拡大すること

であります。第二は、公団業務の円滑

な運営をはかるために、公団に対する

政府出資金を一億円増額することであ

ります。

委員会におきましては、はしけ使用

の実情、法律改正後の運用方針等のほ

か、広く港湾荷役力増強対策全般にわ

たって質疑が行なわれたのであります。

す。詳細は会議録により御承知を願い

ますが、はしけの整備に関連し、荷役

機械の整備についての質疑において、

運輸大臣より、所要資金のあつせんを

はかる等、別途の対策を考慮したいと

の趣旨の答弁がありました。

討論に入りましたところ、自由民主

党を代表して天埜委員より、日本社会

党を代表して大倉委員より、民主党

党を代表して松浦委員より、それぞれ

賛成の意見が述べられたのであります。

かくて採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

〔賛成者起立〕
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

まず、この法律案の骨子を申し上げますと、その第一は、港湾における

貨物量の増大に対応する荷役能力増強

対策の一環として、特定船舶整備公団

が、港湾運送業者等との共有方式によ

り、はしけ及び引き船を新造し得るよ

うに、公団の業務範囲を拡大すること

であります。第二は、公団業務の円滑

な運営をはかるために、公団に対する

政府出資金を一億円増額することであ

ります。

委員会におきましては、はしけ使用

の実情、法律改正後の運用方針等のほ

か、広く港湾荷役力増強対策全般にわ

たって質疑が行なわれたのであります。

す。詳細は会議録により御承知を願い

ますが、はしけの整備に関連し、荷役

機械の整備についての質疑において、

運輸大臣より、所要資金のあつせんを

はかる等、別途の対策を考慮したいと

の趣旨の答弁がありました。

討論に入りましたところ、自由民主

党を代表して天埜委員より、日本社会

党を代表して大倉委員より、民主党

党を代表して松浦委員より、それぞれ

賛成の意見が述べられたのであります。

かくて採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

二、費用

本法律案施行に関連する昭和三十一年度分の増額は一般会計約六億円、特別会計約二億円である。

附帯決議

政府は、七等級の職務にあらざる者に對し、一等の鉄道貨、中級の船貨の支給をすることにつき、すみやかに検討すること。

右決議する。

○議長(松野鶴平君) 総務第二十三、内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長河野謙三君。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十七年二月二十七日

国家公務員等の旅費に関する法律

の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十七年三月八日

国家公務員等の旅費に関する法律

の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月八日

内閣委員長 河野謙三君 議三

参議院議長 松野鶴平殿

国家公務員等の旅費に関する法律

の一部を改正する法律案

参議院議長 松野鶴平殿

国家公務員等の旅費に関する法律

の一部を改正する法律案

参議院議長 松野鶴平殿

国家公務員等の旅費に関する法律

の一部を改正する法律案

左に規定する運賃

實験を終わり、討論に入りましたところ、鶴園委員より、自民・社会、同志会共同提案の附帯決議案を付して賛成する旨の発言がありました。附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議

政府は、七等級の職務にある者に對し、一等の鐵道貨、中級の船貨の支給することにつき、すみやかに検討すること。

右決議する。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決議されました。

附帯決議案も全会一致をもつて當委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、右の附帯決議に対し、堀本大蔵、政務次官より、本附帯決議の御趣旨の点は十分に検討する旨の発言がありました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一十四、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

日程第二十五、平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案、

百五十一萬三千円、裁判官以外の裁判所職員の増員に伴う費用として四千三十五万円であつて合計六千五百八十六萬三千円は昭和三十一年度予算に計上されている。

び管轄区域に関する法律の一項を改正する法律案、

(いすれも内閣提出)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長松野孝一君。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

昭和三十七年二月二十七日

衆議院議長 松野鶴平殿

參議院議長 清瀬 一郎

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する。

第十三条の七を次のように改め

及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

第十三条の七 削除

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

昭和三十七年三月五日

内閣総理大臣 池田 勇人

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

昭和三十七年三月一日

右

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

昭和三十七年三月一日

右

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

昭和三十七年三月一日

右

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十二年法律第百三号)は、廃止する。

七年法律第百三号は、廃止する。

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十二年法律第百三号)は、廃止する。

「佐久市 小諸市」に改め、「浅間町」及び「赤塚村 中野小屋村」並びに同表第「簡易裁判所の管轄区域の欄中「福泉町」を削り、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「内海町」を「南知多町」に改め、「師崎町 豊浜町」及び「篠島村 日向賀島村」を削り、同表吳簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈島村」を「下蒲刈町」に、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「福岡市」を「福岡市(大字田尻、太郎丸、桑原、元岡、宮浦、西浦、玄界島、小呂島、小田、草場、千里、宇田川原、飯氏、周船寺、德永及び女原 糸島郡」に改め、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「茂木町 香焼村」を「香焼町」に、「龜岳村」を「西被村」に改め、「式見村」を削り、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「大串村」を削り、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「泗水村」を「泗水町」に改め、同表八代

簡易裁判所の管轄区域の欄中「葦北
郡の内
済来村」を削り、同表水俣簡易裁判
所の項を次のように改める。

水俣	熊本県の内
水俣市	葦北郡

同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「新和村」を「新和町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊仙村」を「伊仙町」に、同表占簡易裁判所の管轄区域の欄中「田代村」を「田代町」に、同表苦小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「大浦村」を「大浦町」に、同表大根裁判所の管轄区域の欄中「朝日村」を「朝日町」に、同表別簡易裁判所の管轄区域の欄中「端野村」を「端野町」に、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「寒川村」を「寒川町」に、同表綾南簡易裁判所の管轄区域の欄中「松茂村」を「松茂町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「北滝本及び角茂谷」を「北滝本、角茂谷及び西又」に改め、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大宮

町」を「香北町」に、「北滝本及び角茂谷」を「北滝本・角茂谷及び西又」に改め、「在所村」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔松野孝一君登壇、拍手〕

○松野孝一君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に関する法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、第一審の充実強化方策の一環として、このたび特に裁判官の負担加重となつてゐる大都市における地方裁判所を重点に、判事を十五人増加すること、第二に、最近における訴訟事件の増加等に対処するため、裁判官以外の裁判所職員を百二十四人増員すること等であります。

委員会においては、特に裁判官の補給源の問題、書記官補・調査官補から各本官への組みかえの問題、家裁調査官の負担加重の問題等について、各委員から熱心な質疑がなされました。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

三月八日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して

高田委員から、将来、迅速確実に裁判

所職員の増員が実現されることを希望されることを希望されることはございました。本法案に賛成する旨の意見が述べられ、次いで自由民主党を代表して青田委員から本法案に賛成する旨の意見が述べられました。

かくて討論を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案の法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

わが国が平和条約第十一条に基づいて取り扱つてきました戦争犯罪受刑者との刑の執行及び赦免または軽減の事務は、昭和三十三年十二月二十九日付刑罰の輕減決定によりまして、巢鴨刑務所仮出所中の八十三名に対するものをもつて終了し、かつ、この法律の適用を受ける可能性のある者が海外に存在するものとも認められない状態でありますので、この法律を廃止しようとすることのあります。

なお、この法律の廃止に伴いまして、法務委員会におきましては、戦争犯の處遇法の規定を整理いたしております。

以上が本法律案の趣旨であります。

る戦争犯罪人の取り扱い、帰還の見返り等についての問題を、その員数、刑期、その他戦争犯罪人の裁判記録の収集等について質疑が行なわれましたが、その詳細は速記録に譲りたいと思います。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決に入りましたところ、原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

最後に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案の趣旨は、第一に、町村の廃置分合に伴い、長野県岩村田簡易裁判所の名称を佐久簡易裁判所に改めること。第二に、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、福岡簡易裁判所外五簡易裁判所の管轄区域を変更すること。第三に、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行なうこと等であります。

委員会においては、三月八日、未開院簡易裁判所の実情等について質疑がなされました。詳細は会議録に譲ります。

ころ、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改

正する法律案及び平和条約第十二条による刑の執行及び救急等に関する法律を廃止する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二十七、開拓融資保証法の一部を改正する法律案、日程第二十八、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、

(い)ずれも内閣提出、衆議院送付) 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長梶原茂嘉君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年三月六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「八百六十九億七百万円」を「千二億七百万円」に改める。

次の一號を加える。

第五の三 沿岸漁業者の經營の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

の指定期間の貸付を加えることとしよろとするものであります。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、農林漁業金融公庫法に対する政府の出資を百三十三億円増額するとともに、公庫の業務として新たに沿岸漁業者の經營の安定に必要な資金の貸付の業務を加えることとしよろとするものであります。

委員会におきましては、主として開拓及び開拓農業、特に開拓政策の基本方針、開拓者の負債及び開拓農業資金の融通とその金利の問題等について、検討が行なわれたのであります。これが詳細は会議録に譲ることにいたしました。

委員会におきましては、漁業經營安定資金の融通方法、公庫の貸付予定計画、予算と立法措置等が問題になつたのであります。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくして質疑を終わり、討論に入りましたところ、天田委員から、開拓政策に関し政府の善処を要望して賛成が述べられ、討論を終わり、採決の結果、この法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

兩案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 日程第二十九、
住宅金融公庫法等の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)、
以上両案を一括して議題とすることと
に御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。建設委員長大河原一次君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第十五
号末尾に掲載〕

「審査報告書は都合により第十五
号末尾に掲載」

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条规定付
する。

昭和三十七年三月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

1 住宅金融公庫法等の一部を改正す
る法律案

2 住宅金融公庫法等の一部を改正す
る法律案

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十
五年法律第五十六号)の一部を
次のように改正する。

第十七条第九項第一号中「及び
災害復興住宅」を「、災害復興住
宅」に改め、「整地」の下に「及び
宅地防災工事」を加え、同項第四
号中「造成中」の下に「若しくは
宅地防災工事中」を、「造成工事

7 公庫は、住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第二百九十一号）第十五条第二項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告を受けた日から二年以内又は当該命令を受けた日から一年以内に、当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事（以下「宅地防災工事」という。）を行なおうとするときは、これらの者に対し、当該宅地防災工事に必要な資金を貸し付けることができる。

第十八条中「第六項」を「第九項」に改める。

第二十条第四項中「限度」の下に「並びに同条第七項の規定による貸付金の金額の限度」を加え、同条第五項中「第八項」を「第九項」に、「住宅部分の床面積と」を「住宅部分の床面積（第十七条第九項に規定する防災建築物につては、住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。）と」に改める。

第二十一条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第十七条第五項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘と八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

		貸付金の償還期	分	区	
		三十五年以内	三十五年以内	三十五年以内	主要構造部を耐火構造とした災害復興住宅(以下この表において「耐火構造の災害復興住宅」といふ)の建設及びこれに附隨する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金
		二十五年以内	二十五年以内	二十五年以内	耐火構造の災害復興住宅及び簡易耐火構造の災害復興住宅(以下この表において「簡易耐火構造の災害復興住宅」といふ)の建設並びにこれに附隨する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金
		十八年以内	十八年以内	十八年以内	耐火構造の災害復興住宅以外の災害復興住宅及び簡易耐火構造の災害復興住宅の建設並びにこれに附隨する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金
	貸付金の償還期	三十五年以内	三十五年以内	三十五年以内	耐火構造部を耐火構造とした地すべり関連住宅以下の表において「耐火構造の災害復興住宅」といふ)の移転又は建設及びこれに附隨する移転又は地権の取得を目的とする貸付金
	十年以内	三十年以内	三十年以内	三十年以内	耐火構造の地すべり関連住宅及び簡易耐火構造の地すべり関連住宅以下の表において「簡易耐火構造の地すべり関連住宅」といふ)の移転又は建設及びこれに附隨する移転又は地権の取得を目的とする貸付金
	二十八年以内	二十八年以内	二十八年以内	二十八年以内	耐火構造の地すべり関連住宅及び簡易耐火構造の地すべり関連住宅以下の表において「簡易耐火構造の地すべり関連住宅」といふ)の移転又は建設及びこれに附隨する移転又は地権の取得を目的とする貸付金

第二十一条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
第十七条第七項の規定による貸付金の利率は、年六分五厘とし、その償還期間は、十五年以内とする。
第二十二条の二中「第八項」を「第九項」に改める。
第二十二条の三第三項第四号中、「第六項若しくは第八項」を「から第七項まで若しくは第九項」に、「又は借地権」を「、借地権又は宅地防災工事に係る土地若しくは借地権」に改め、同項第八号から第十号まで中「第八項」を「第九項」に改める。
第二十三条第一項中「整地工事の審査」の下に「、宅地防災工事の審査」を、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「若しくは宅地防災工事中の土地に係る宅地防災工事」を加え、「第六項及び第八項」を「から第七項まで及び第九項」に、「第五項及び第六項」を「第五項から第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。
七 公庫は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号)第十九条の二の規定により雇用促進事業団の業務の委託を受けたときは、金融機関又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二項から前項までの規定は、この場合について準用する。

第一十四条第一項中「委託業務」の下に「又は受託業務」を加え、「又は中高層耐火建築物等の維持補修」を「中高層耐火建築物等又は宅地防災工事に係る工作物等又は宅地防災工事に係る工事に係る「作物の大修繕」に、「又は中高層耐火建築物等の大修繕」を「中高層耐火建築物等又は宅地防災工事に係る「作物の維持補修」に、「又は中高層耐火建築物等の大修繕」を「中高層耐火建築物等又は宅地防災工事に係る「作物の大修繕」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第三十三条第一項中「地方公共団体」を「地方公共団体(第二十三条第七項の規定により委託を受けた金融機関又は地方公共団体を含む。)」に改める。

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第八条の二第二項中「三十年(すえおき期間を含む。)」を「簡易耐火構造の家屋については三十年(すえおき期間を含む。)」に改め、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
(経過規定)
2 この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第三項及び第四項並びに北海道防寒住宅建設等促進法第八条の二第二項の規定は、住宅金融公庫が昭和三十六年六月一日以後に資金の貸付けの申し込みを受理したものから適用し、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申し込みを受理したものについては、なお、従前の例による。

第三十六条第三項及び第三十五条の二第三項中「第八項」を「第九項」に改める。
第四十七条中「受託者たる金融機関」の下に「(第二十三条第三項の規定により委託を受けた金融機関を含む。)」を「(第二十項)」を次のように改める。
第三十六条第三項及び第三十五条の二第三項中「第八項」を「第十項」に改める。
第三十六条第三項及び第三十五条の二第三項中「第八項」を「第十項」に改める。

第七十三条の七第十号中「第九項」を「第十項」に改める。
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
駐車場法の一部を改正する法律案
右
昭和三十七年二月二十七日
内閣總理大臣 池田 勇人
駐車場法の一部を改正する法律案
案
駐車場法の一部を改正案する法律案
駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。
目次中「大規模の建築物における駐車施設の附置(第二十条)」を「建築物における駐車施設の附置及び管理(第二十条・第二十条の二)」に改める。

第二十条第四号中「(側車付きのものを除く。)及び軽自動車」を「及び二輪の軽自動車(これらの側車付きのものを除く。)」に改める。
2 指定都市以外の市は、前項の規定にかかるらず、同項の規定によつて路上駐車場を設置するものとす。

第三条第一項中「商業地域」の下に「(以下「商業地域」という。)」を、「著しくふくそくする地区」の下に「又は当該地区的周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそくする地

区」を、「指定都市」の下に「(以下「指定都市」という。)」を加える。
第四条第二項中「規定する道路管理者」の下に「(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行じ。)」を加える。
第五条 前条第一項の規定により路上駐車場設置する指定区間に於いて建設大臣の承認があつた場合においては、道路管理者である地方公共団体(道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間に於ける一級国道にあつては同条第二項の規定によりその管理を行なわせることができるものとされている都道府県知事又は指定都市の長の統轄する都道府県又は指定都市、その他の一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事又は市長の統轄する都道府県又は市)は、その路上駐車場設置計画に基づいて路上駐車場を設置するものとす。

5 路上駐車場管理者は、当該駐車場整備地区に關し、都市計画として決定された路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場を廃止するものとする。この場合においては、当該路上駐車場管理者である地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

4 前三項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体(以下「路上駐車場管理者」といふ。)が路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該路上駐車場管理者は、当該路上駐車場設置する地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 都は、第一項の規定にかかるらず、同項の規定により特別区が設置すべき路上駐車場を、当該特別区と協議して、設置することができる。

3 都は、第一項の規定にかかるらず、同項の規定により特別区が設置すべき路上駐車場を、当該特別区と協議して、設置することができる。

4 前条第一項から第三項までに改め、同条同項及び第三項中「道路管理者である地方公共団体」を「路上駐車場管理者」に改める。

範囲を拡大して、自動車交通の幅広い場合、現行の商業地域のみならず、その周辺の地区についても、これらを指定することができるようになります。第二は、建築物に対しても、条例によつて駐車施設の設置を義務づけることができる場合を拡大したことになります。すなわち、その区域を、駐車場整備地区のみならず、商業地域全般等に広げるとともに、都市計画区域内で条例で定める地区において、駐車需要の多い劇場、百貨店等特定用途の建築物については附置義務を課すことができる等を定め、当該建築物の規模、その他、増築、修繕、模様がえの場合についても義務を強化できるものとしております。その他、路外駐車場の助成措置の明文化、路上駐車場の整備の促進、管理の合理化、駐車施設の維持等について所要の改正を行なつております。

委員会における質疑のおもなる点は、駐車と交通取り締まりの関係、本改正案と建築基準法の関係、路外駐車場の整備促進等であります。が、詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

著しい場合、現行の商業地域のみならず、その周辺の地区についても、これらを指定することができるようになります。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

出席者は左の通り。

議員
議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

議長

副議長

議員

野本 品吉君	小柳 牧衛君
田中 茂徳君	谷口 伸三郎君
杉浦 武雄君	新谷寅三郎君
斎藤 昇君	紅露 みつ君
木内 四郎君	石原幹市郎君
宮澤 喜一君	吉武 恵市君
永野 譲君	寺尾 豊君
加藤 武徳君	山本 利壽君
堀本 宜実君	鹿島 俊雄君
牛田 宮澤喜一君	青田源太郎君
水谷 温水	大泉 寛三君
村上 春藏君	大泉 寛三君
杉山 昌作君	中尾 辰義君
森 八三一君	小平 芳平君
柏原 樹原	佐藤 英二君
櫻井 志郎君	原島 宏治君
志郎君	田中 清一君
柏原 ヤス君	加賀山之雄君
大泉 寛三君	塙見 俊二君
中尾 辰義君	大竹平八郎君
小平 芳平君	高瀬莊太郎君
佐藤 英二君	田中 啓一君
市川 尚武君	佐藤 芳男君
奥 むめお君	白木義一郎君
山本 苗米地英俊君	三木與吉郎君
佐藤 恒二君	近藤 武壽君
市川 房枝君	坂本 武壽君
村松 久義君	北條 北條
藤野 繁雄君	鈴木 勝正君
太田 貢治君	大谷 賢雄君
野上 仁	河野 謙三君
谷村 太田	平島 敏夫君
藤野 繁雄君	松平 勇雄君
佐藤 幸雄君	大谷 賢雄君
川上 仲原	柴田 実君
岸田 千葉千代世君	堀木 鐘三君
佐野 増原	草葉 隆圓君
佐野 増原	木村篤太郎君
岡崎 真一君	大森 創造君
正吉君	豊瀬 稔一君
武藤 勝保	山本伊三郎君
岩沢 最上	千葉千代世君
正吉君	武内 五郎君
常介君	横川 正市君
義隆君	阿部 竹松君
忠恭君	鶴園 哲夫君
英子君	坂本 昭君
高田三千男君	坂本 重政
荒木正三郎君	大森 創造君
井野 碩哉君	豊瀬 稔一君
小笠原三郎君	大蔵 大臣
中田 吉雄君	文部 大臣
小酒井義男君	通商産業大臣
米田 黎君	建設大臣
碩哉君	外務大臣
高田三千男君	運輸大臣
荒木正三郎君	郵政大臣
高田三千男君	内閣總理大臣
高田三千男君	法務大臣
高田三千男君	農林政務次官
高田三千男君	外務政務次官
高田三千男君	政府委員
高田三千男君	運輸省海運局長
高田三千男君	農林政務次官
高田三千男君	北海道拓殖銀行の権太引揚げ預金者に対する預金払戻し回避に関する再質問主意書

北海道拓殖銀行の権太引揚げ預金者に対する預金払戻し回避に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十七年三月一日

参議院議長松野鶴平殿

隆

北海道拓殖銀行の権太引揚げ預金者に対する預金払戻し回避に関する再質問主意書

岩間 正男君

阿具根 登君

昭和二十年九月二十七日付大蔵省外資局長の通牒は、連合国最高司令部からの「金融取引ノ統制ニ関スル件」の覚書に基づき出されたものであり、その内容は「外國為替その他これに準する取引を停止」したものであることが、昨年六月八日付の政府答弁書中の(2)により明確にされた。

しかしながら、この覚書の附属文書によつても、日本国内に現在する債権者が、同じ日本国内に現在する債務者に対する請求が、たとえその債券者がかつて権太に居住していたことがあるものとしている。それは外國為替取引あるいは在外資産であるとはいえないし、そういうことは規定されていない。

いわんや預金の便宜代払制度が適用されてきたのであるから、昭和二十年八月二十日から同年十月十五日の大蔵省令第八十八号の出されまでの期間は、権太引揚げ預金者の請求に対し何らの制限を設けることはできないはずである。

したがつて先の大蔵省外資局長通牒は、北海道拓殖銀行に対する権

昭和三十七年三月十四日 参議院会議録第十二号

太引揚げ預金者の請求には及ばないものである。また、この通牒をいえなく利用して日本銀行札幌支店鈴木某なる者の印により北海道拓殖銀行宛に出された文書は、何らの拘束力をもたないばかりでなく、公文書偽造の疑いすらもたれると思うが、以上について見解を問う。

二、昭和二十五年一月五日から同年六月三十日までの間樺太預金については、北海道拓殖銀行に関し、支払制限が一時免除された理由及び再度この免除措置が廃止された理由を明らかにされたい。

三、先の答弁書中の一の(3)で、連合国最高司令部から「外地銀行、外国銀行及び特別戦時機関ノ閉鎖ニ関スル件」の覚書が出され、これに基づいて北海道拓殖銀行の樺太預金に対する支払いが全面的に停止された、としているが、二の(1)においては「北海道拓殖銀行は閉鎖機関に指定されなかつたので、閉鎖機関に対する措置によつて預金の支払いに応じなかつたのではないか」と云々……としているが、一の(3)では閉鎖機関とし、二の(1)では閉鎖機関ではない、としている。どちらが正しいのか。

また、二の(1)では前文に引き続いて「一の(3)及び(4)に述べたように行政措置及び法的措置によつて一定期間樺太預金の支払いを停止した」としているが、この場合の行政措置とはどんなものであるか。明らかにされたい。

四、「陸戰ノ法規慣例ニ関スル条約」の第四十六条では「家ノ名譽及権

利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其運行ハ之ヲ尊重シヘシ」私有財産ハ之ヲ没収スルコトヲ得ス」と明記し、ボツダム宣言第十項においても「基本的人權の尊重」を明確にしている。また、連合国最高司令官マッカーサー元帥は昭和二十年十二月十九日管下部隊に発した訓令中に「占領軍は國際法及び陸戰法規によつて課せられた義務を遵守するであらう」といつてはいる。

以上の点からしても、樺太に現在する日本人の私有財産権は、國際法的にも、占領政策としても保護されるべきものである。しかも元樺太府長官大津敏男氏が「拓銀預金約二億五千万円の内、島内貸付額は約八千万円で、他の全部は本店に送金し、國債投資又は北海道、東北地方の融資に運用しておあり、銀行としては洵に大事な預金吸収の市場であつた」と語つてゐるところ、実質的には樺太預金者の預金が救済されて拓銀で運用されていたといわれている。この支取引、その他日本国外との間の資金の移動を禁止する趣旨のものであつて、日本国内に居住する引揚者等の外債所在金融機関に対する預取引、その他の日本国外との間の資金は同覚書によつてその払戻しを止められると看做される。これに對する見解を問う。

五、次に、戦時中樺太における軍事関係工事費を「〇〇工事費」として、北海道拓殖銀行樺太各支店その余裕金が預けられており、額も相当のものとのことであつた。元帥は昭和二十年十二月十九日管下部隊に発した訓令中に「占領軍は國際法及び陸戰法規によつて課せられた義務を遵守するであらう」といつてはいる。

また樺太鐵道局関係の預金、その他の機関が預けていた金額については明らかにされていない。二十五年一月二十五日から、北海道拓殖銀行について一部免除されが、これらの昭和二十年八月十五日前後の処理につき、その経緯を含めて、明らかにされたい。

内閣參質四〇第一号

昭和三十七年三月十三日

内閣總理大臣 池田 勇人

参議院議員東隆君提出北海道拓殖銀行の樺太引揚げ預金者に対する預金払戻し回避に関する再質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員東隆君提出北海道拓殖銀行の樺太引揚げ預金者に対する預金払戻し回避に関する再質問に対する答弁書

一、連合国最高司令部からの覚書

「金融取引ノ統制ニ関スル件」は單に外國為替取引の面だけでなく、金銀等の取引、日本在住者の在外財産又は外國居住者の国内財産の取引、その他日本国外との間の資本の移動を禁止する趣旨のものであつて、日本国内に居住する引揚者等の外債所在金融機関に対する預取引、その他の日本国外との間の資金は同覚書によつてその払戻しを止められると看做される。これに對する見解を問う。

四、在外關係の早期処理について

が、何分國關係諸國との外交關係も正常化されていないので、日本政府のみで処理し得る情勢なく、実現は困難であった。

二、昭和二十年九月二十二日付連合国最高司令部の覚書「金融取引ノ統制ニ関スル件」に基づきとられた行政措置ならびに昭和二十年十月十五日「金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締等」号)によつたものである。

三、北海道拓殖銀行が樺太関係預金の支払を停止したのは閉鎖機関に対する措置によつたものでなく、対する措置によつたものでなく、昭和二十年九月二十二日付連合国最高司令部の覚書「金融取引ノ統制ニ関スル件」に基づきとられた行政措置ならびに昭和二十年十月十五日「金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締等」号)によつたものである。

〔第九号参照〕
郵便貯金法の一部を改正する法律案
審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年二月十五日
通信委員長 安部 清美
参議院議長 松野鶴平殿

一、委員会の決定の理由

郵便貯金の預金者の利便を図り、あわせて貯蓄の増強に資するため、郵便貯金の貯金額の制限並びに積立郵便貯金、定期郵便貯金の預入金額を引き上げようとするもの等であり妥当な措置と認める。

二、費用
別に要しない。

に則つて、所要の法律改正を行な
い、金融機関の在外資産、負債の

二、昭和二十年大蔵省令第八八号による外債預金の支払制限が、昭和

の支払を停止したのは閉鎖機関に於ける外債預金の支払制限が、昭和二十年大蔵省令第八八号による外債預金の支払制限が、昭和

五、北海道拓殖銀行樺太所在支店の預金についてはその帳簿書類が日本にないもので、御質問の預金も不詳である。

終戦直前の七月末の科目別預金残高については、本店に報告があつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

七、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

八、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

九、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十一、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十二、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十三、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十四、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十五、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十六、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十七、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十八、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

十九、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十一、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十二、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十三、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十四、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十五、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十六、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十七、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十八、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

二十九、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十一、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十二、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十三、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十四、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十五、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十六、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十七、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十八、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

三十九、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十一、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十二、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十三、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十四、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十五、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十六、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十七、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十八、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

四十九、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十一、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十二、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十三、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十四、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十五、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十六、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十七、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十八、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

五十九、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、樺太引揚者による預金払戻しを行なつたが、これによれば総預金残高は二億一千七百万円であり、そのうち「日銀代理店預り金勘定(国庫金)」は百二十三万二千円であつた。

六十ーー